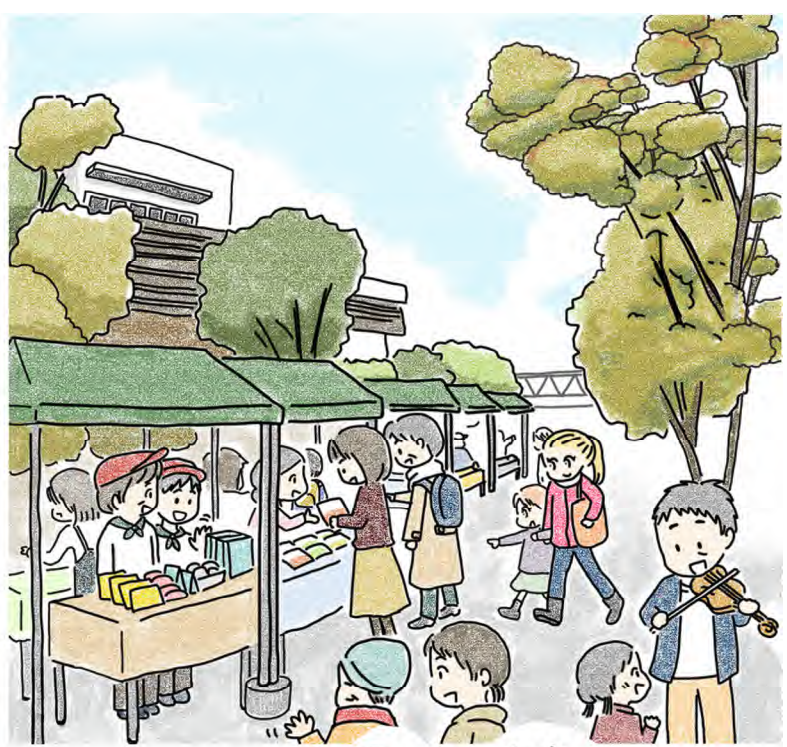
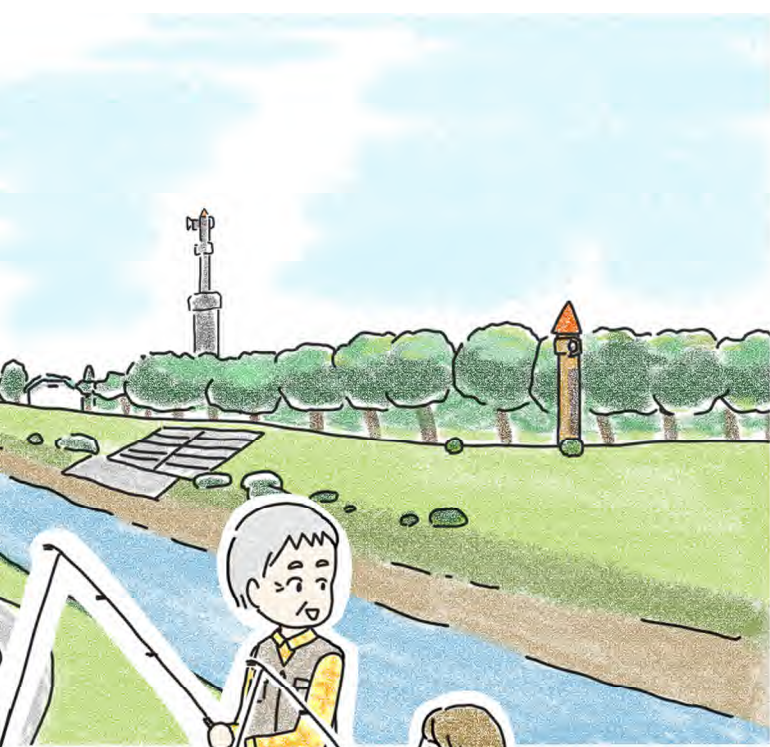


第3号議案

流山市都市計画マスタープランについて（諮問）



流山市

都市計画マスタープラン



はじめに

令和2年4月からスタートする本市の最上位計画となる新たな流山市総合計画の策定に合わせて、『流山市都市計画マスタープラン』を策定しました。



平成17年に策定した、流山市都市計画マスタープランの計画期間である15年が経過し、流山市の都市化の水準や本市を取り巻く社会経済状況もこれまでとは異なる様相を呈しています。

新たな都市計画マスタープランでは、「都心から一番近い森のまち」を目指すまちのイメージとして、より「住み続ける価値の高いまち」の実現に向けた計画を策定いたしました。

また、新たな総合計画において、現在、世界的に取り組みが進む持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals = SDGs)を推進しており、流山市内の地域特性を踏まえた本市のまちづくり及び都市計画の各分野におけるまちづくりの基本方針を市民等々と積極的に進めるため、このたびの改訂に合わせ SDGs の推進について取り組んでいくこととしています。

全国各地で人口減少が進む中、本市では当面人口は増加する見込みです。しかし、将来的な人口減少を見据え、緑豊かで良質な住環境と、快適な都市環境の整備及び子育て・教育環境の充実に努め、「住み続ける価値の高いまち」を目指してまいります。

最後に、本計画の改定にあたり、熱心な議論と貴重な御意見をいただきました市民意見交換会及びオープンハウスに御参加いただいた皆様をはじめ、様々な御意見をお寄せいただいた市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和2年(2020年)3月

流山市長 井崎 義浩

目次

第1章 都市計画マスタープランとは

1-1 都市計画マスタープラン策定の目的	2
1-2 都市計画マスタープランの位置づけ	3
1-3 都市計画マスタープラン策定の経緯	4
1-4 都市計画マスタープランの目標年次	5

第2章 流山市の情勢

2-1 地理的条件	8
2-2 まちの形成	9
2-3 人口の動向	12

第3章 将来都市像

3-1 流山市総合計画における「目指すまちのイメージ」	18
3-2 本市の将来都市像	20
3-3 地域別の将来都市像	22
3-3-1 北部地域	24
3-3-2 中部地域	28
3-3-3 東部地域	32
3-3-4 南部地域	36

第4章 分野別まちづくりの基本方針

4-1 土地利用の基本方針	43
4-2 道路・交通網整備の基本方針	48
4-3 自然環境の基本方針	51
4-4 都市施設整備等の基本方針	55
4-5 防災・防犯の基本方針	60

第5章 計画の実現に向けて

.....	63
-------	----

資料編

資料1 市民参加の概要

1-1 オープンハウス.....	2
1-2 市民意見交換会.....	10

資料2 計画策定までの経緯

.....	18
-------	----

資料3 用語集

.....	20
-------	----

第1章

都市計画マスタープランとは

1-1 都市計画マスタープラン策定の目的	2
1-2 都市計画マスタープランの位置づけ	3
1-3 都市計画マスタープラン策定の経緯	4
1-4 都市計画マスタープランの目標年次	5

1-1 都市計画マスタープラン策定の目的

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の設備及び市街地開発事業に関する計画です。

本市では、平成17(2005)年に、つくばエクスプレス沿線整備により大きく都市構造が変わることで長期的な展望に立った新たなまちづくりを進める機運と、より暮らしやすいまちを目指す絶好の時期を迎えたことから、流山市都市計画マスタープラン(当初計画)を策定しました。その後、平成28(2016)年には、つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業の進展や新川耕地の土地利用状況との整合を図るため、当初計画を一部改定しました。

流山市都市計画マスタープランは、市の基本的方針である「流山市総合計画」の策定に合わせ、本市の「目指すまちのイメージ」である『都心から一番近い森のまち』の実現のため、本市の都市計画のあるべき姿(将来都市像)とそれに基づく、まちづくりに関する基本的な方針を示すことを目的として策定しました。

流山市の将来都市像

『水辺と緑の魅力にふれあえる
持続可能な都市』



イラスト：はしもとあや

1-2 都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、「流山市総合計画」及び千葉県が定める「流山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市計画法第18条の2で規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、本市が創意工夫の下、市民の意見を反映させて定めたもので、「流山市総合計画」における本市の都市計画に関する分野の方針として位置付けられます。(図1-1)

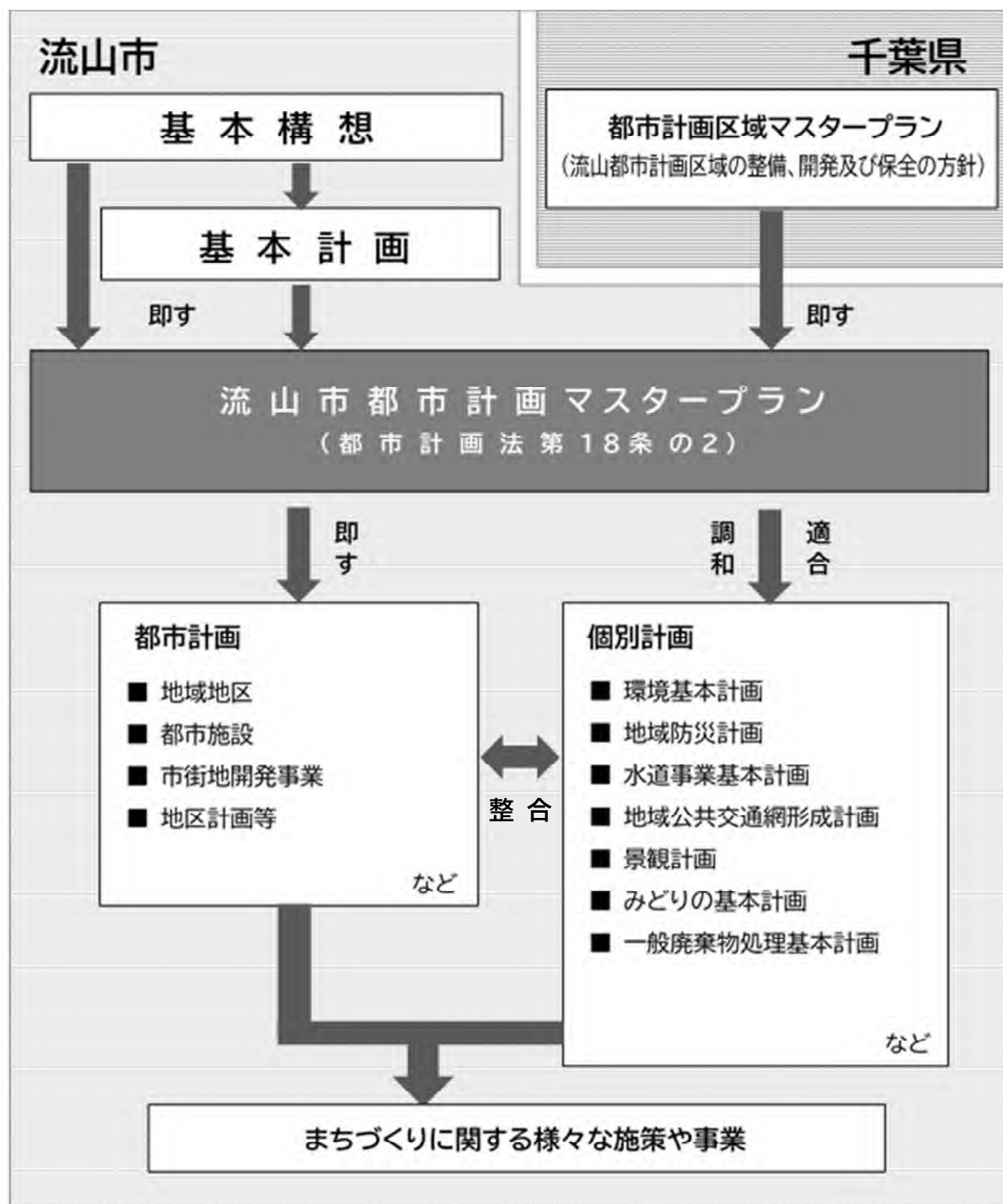


図1-1 都市計画マスタープランと他の計画、まちづくりとの関係

1-3 都市計画マスタープラン策定の経緯

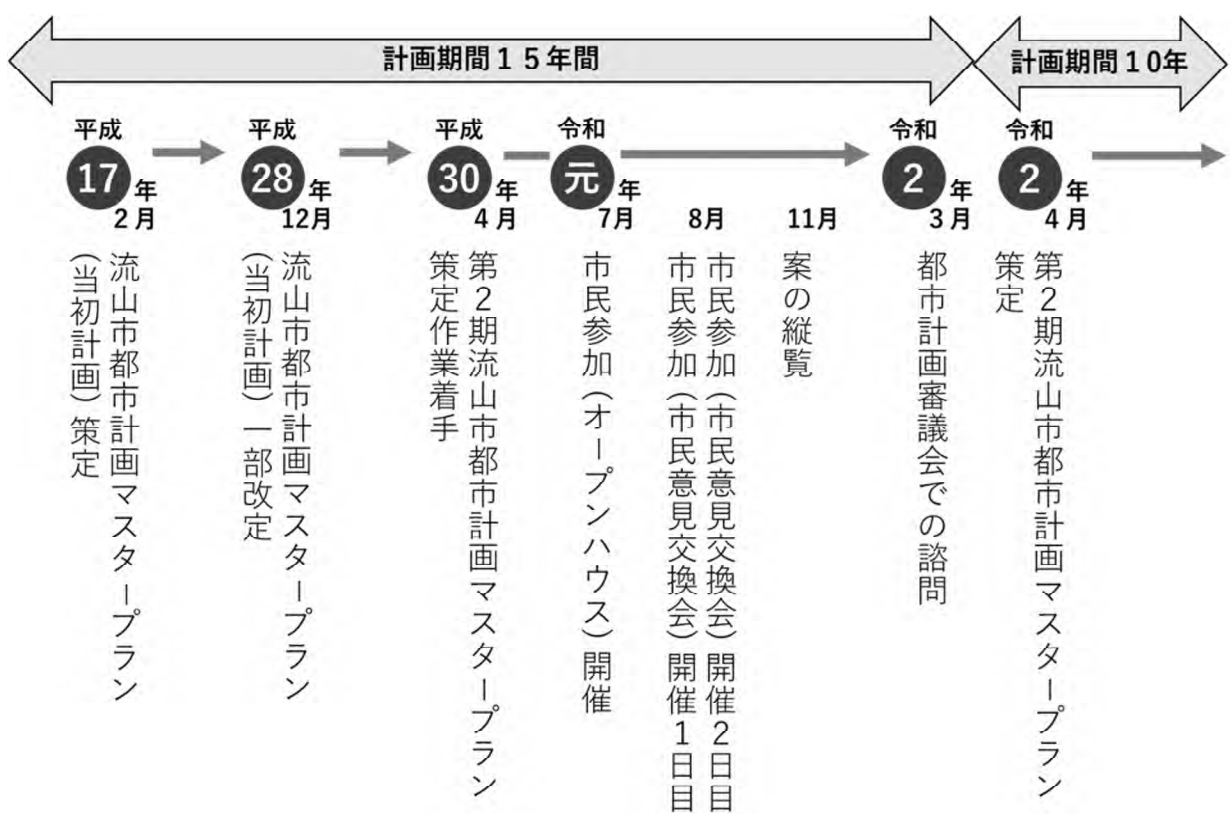


図1-2 都市計画マスタープラン策定の経緯



オープンハウスの様子

1日目:令和元年7月1日
流山おおたかの森S・C

2日目:令和元年7月2日
同上



1-4 都市計画マスタープランの目標年次

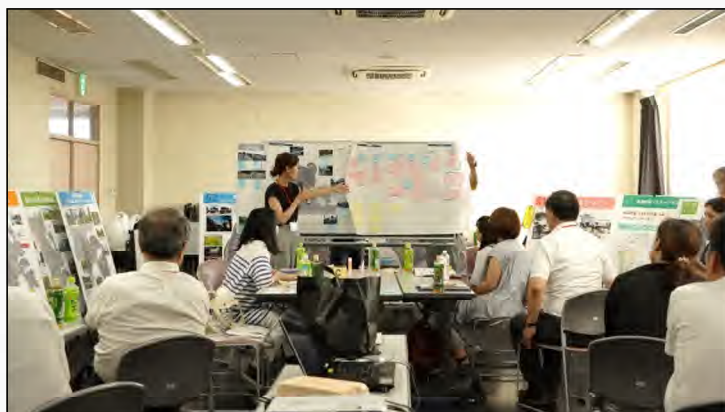
本計画の目標年次を令和12(2030)年とします。これは、「流山市総合計画」との整合性を図り、同基本計画の計画期間と合わせたものです。

したがって計画期間は令和2年(4月)から令和12年(3月)までの10年間です。

本計画の推進においては、市民、事業者及び市の協働によるまちづくりの実現のため、各主体の協働による進行管理を行うとともに、実施計画への反映状況などから進捗状況を確認し、実効性のあるものとしていきます。

また、進行管理の結果を踏まえつつ、社会経済情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

ただし、まちづくりを推進していくには、一朝一夕ではできない施策が多種あり、“まち”が成長する過程においては、今後想定される人口減少にも配慮しつつ、長期的な視野を持つことが重要です。



市民意見交換会の様子

1日目:令和元年8月10日
流山市生涯学習センター
(流山エルズ)
2日目:令和元年8月24日
流山市役所



第2章

流山市の情勢

2-1 地理的条件	8
2-2 まちの形成	9
2-3 人口の動向	12

2-1 地理的条件

本市は、都心から25km圏内、千葉県北西部に位置し、つくばエクスプレスの利用により、秋葉原へ最短で20分の至近な距離にあり、面積は、約35.3km²、東西約8km、南北約10kmで、東は旧小金牧の台地を境に柏市、西は江戸川を隔てて埼玉県、南は坂川を境に松戸市、北は利根運河を境に野田市に接しています。(図2-1)

地勢は、下総台地の西端の台地部(標高15~20m)と江戸川や坂川、富士川の流域の低地部(標高5~6m)から形成されており、台地部には奥深くまで谷津と呼ばれる浸食された低地部が入り込んだ複雑な地形となっています。

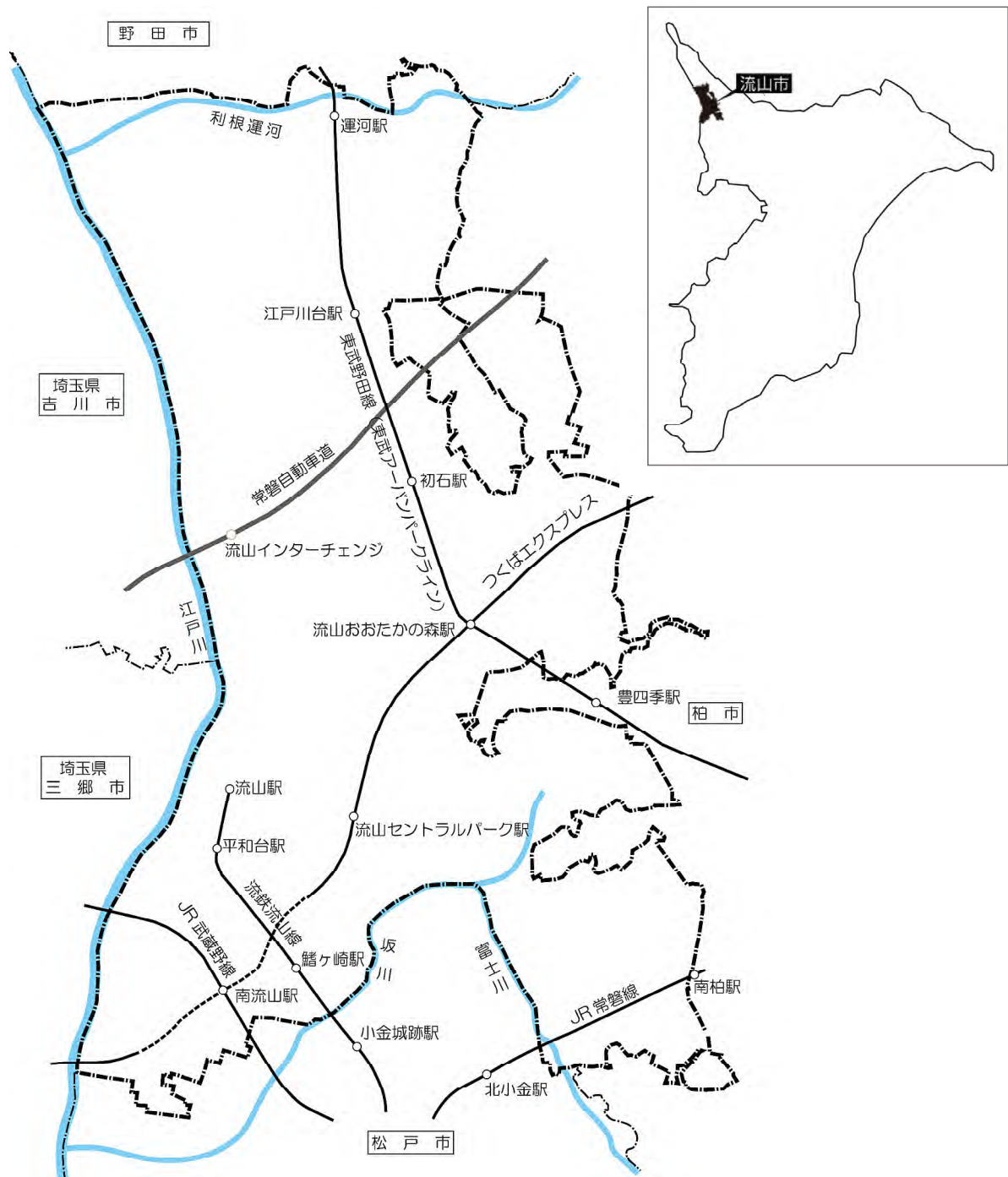


図2-1 流山市の地理

2-2 まちの形成

本市は、西に江戸川、北に利根運河が流れ、江戸時代から水運の拠点として栄え、江戸川沿いの街道筋にはまち並みが形成されました。

江戸時代には、新田開発が進み、そこで収穫された良質な米を原料として開発された白みりんの醸造業などが隆盛し、今の地場産業の基礎を作りました。

しかし、輸送の主流が水運から鉄道に移行したことに伴い、水運業で栄えたまちは昔の活気を失っていきました。

高度経済成長期になると、市民が利用するJR常磐線、東武野田線(東武アーバンパークライン)、流鉄流山線及びJR武蔵野線の4路線の各駅を中心に市街地が形成されました。

さらに、平成17(2005)年、首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス(以下「つくばエクスプレス」という。)の開業により、鉄道駅を中心としたまちづくりが進行し、新たな市街地が形成されています。

つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業に伴い、当該地域の市街化区域[※]への編入及び用途地域等の変更が行われました。(図2-2、2-3)



流山おおたかの森駅南口都市広場の様子(令和元年)

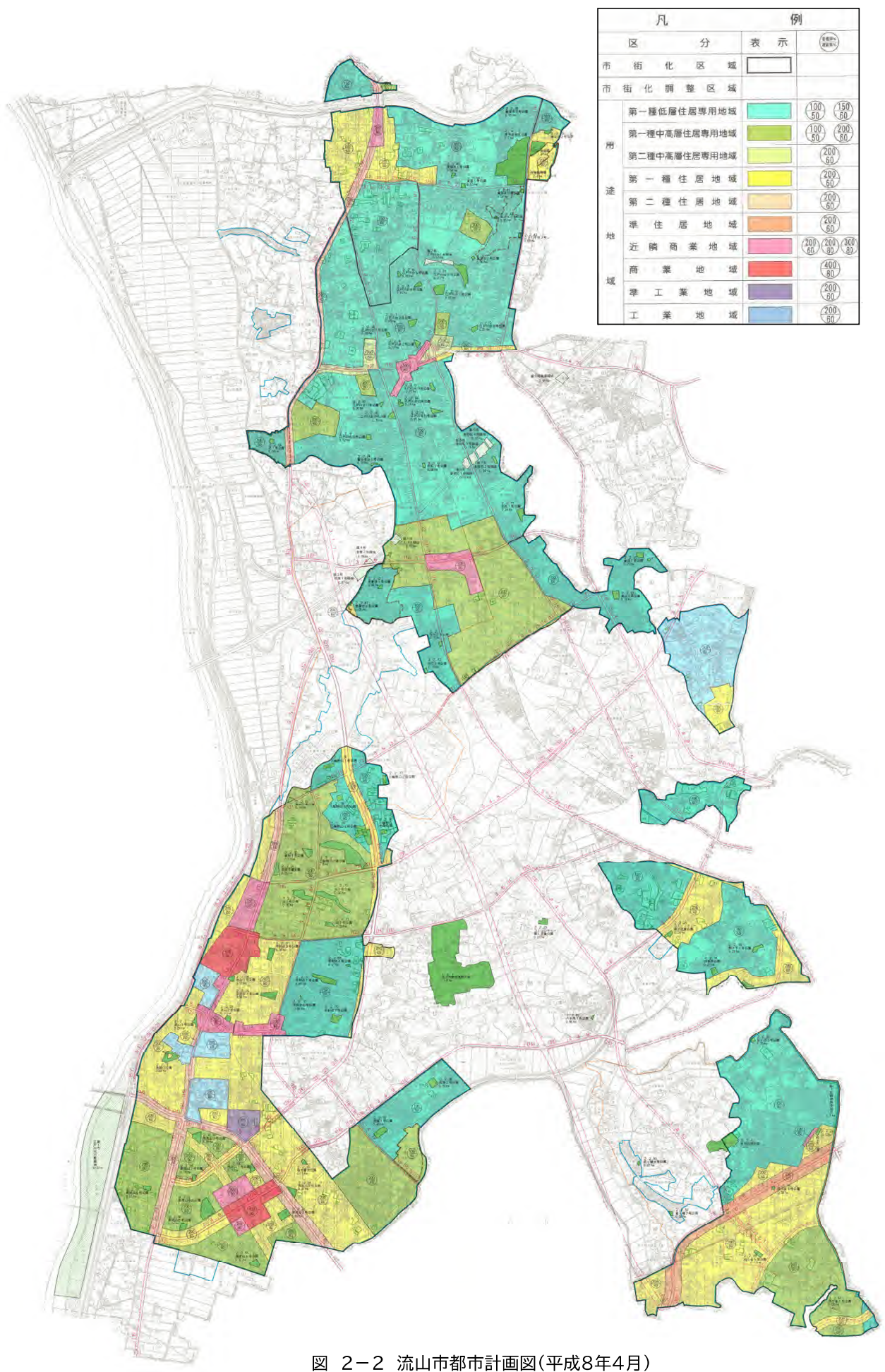


図 2-2 流山市都市計画図(平成8年4月)

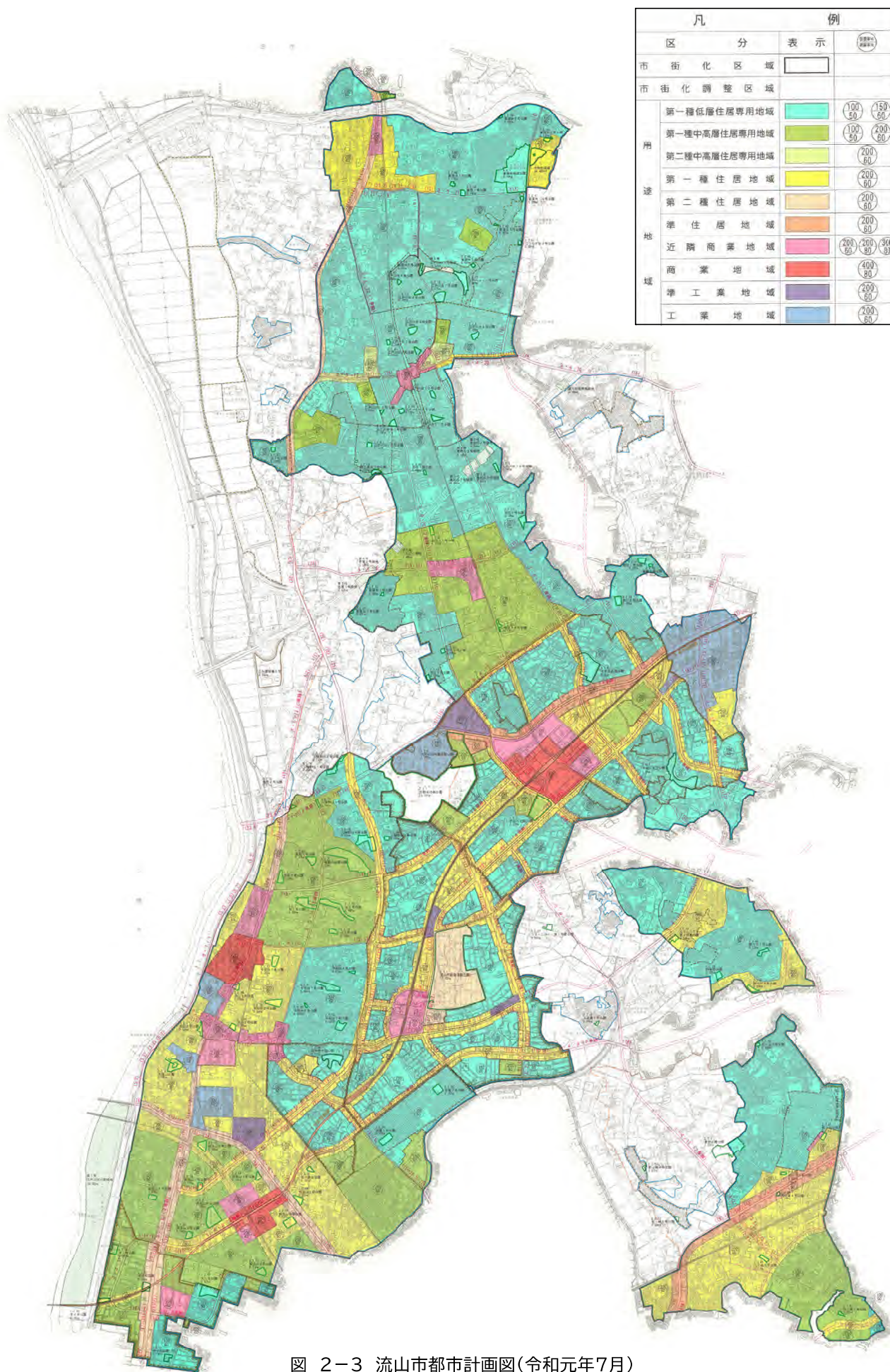


図 2-3 流山市都市計画図(令和元年7月)

2-3 人口の動向

(1) 人口及び世帯数の推移

本市は、昭和40年代から50年代にかけて急激に人口が伸びましたが、平成に入り微増にとどまってきました。しかし、平成17年のつくばエクスプレスの開業及び当該沿線整備による新しいまちづくりにより、人口は再び増加し、平成17年に15.1万人であった人口は、平成31年には19.2万人に達しています(図2-4)。また、全国的には少子高齢化が進展している中、合計特殊出生率も全国平均や千葉県平均を大きく上回っています。(図2-5)

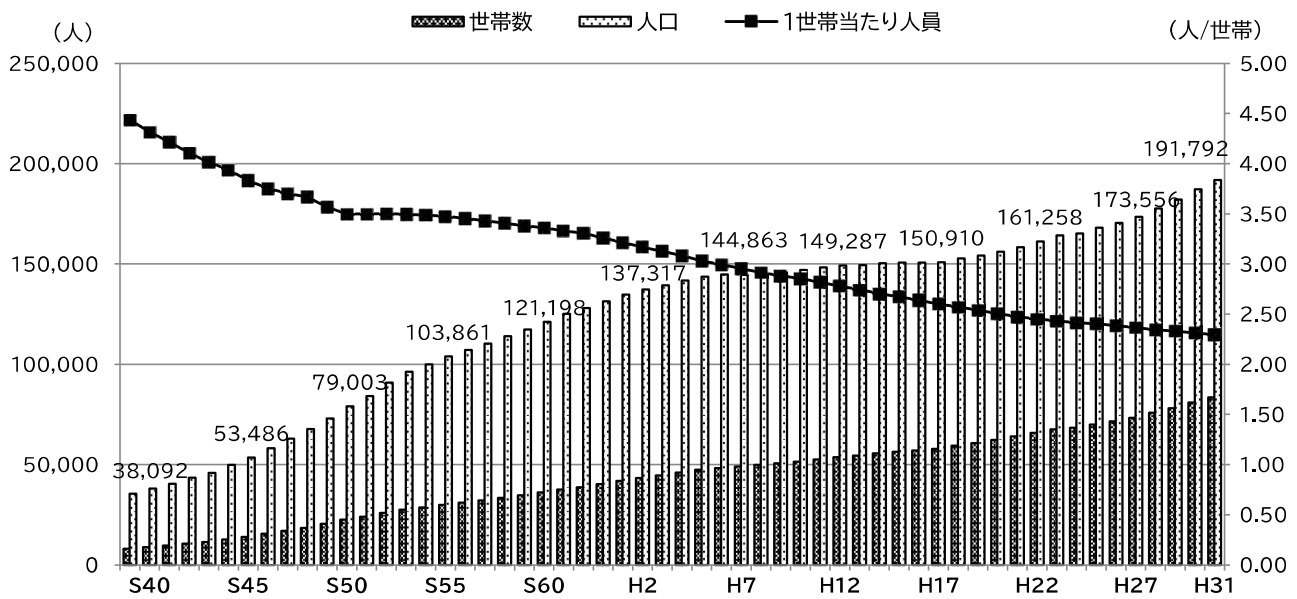


図2-4 本市の人口・世帯数等の推移【参照：住民基本台帳(各年4月1日現在)】

※平成25年4月以降、外国人登録人口は住民基本台帳に含まれます。

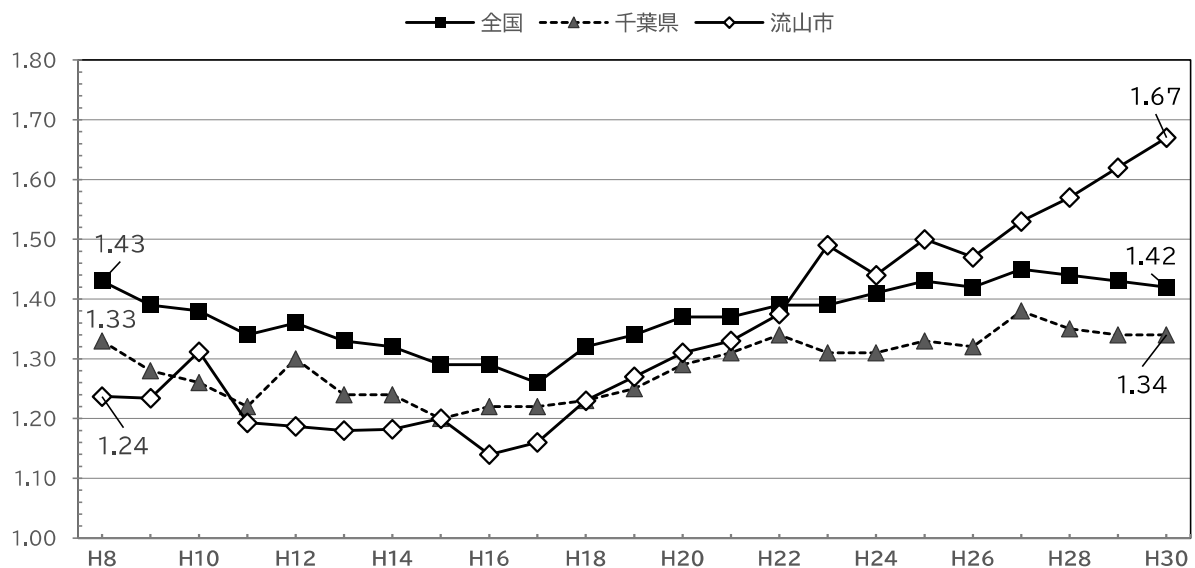


図2-5 合計特殊出生率【参照：千葉県 合計特殊出生率】

(2) 地域別人口推移

地域別(図2-6)の人口推移(図2-7)をみると、つくばエクスプレスの開業の影響が顕著であり、流山おおたかの森駅を有する中部地域は、平成17年の約3万人から平成31年には約4.9万人と1.9万人増加、南流山駅を有する南部地域は約4.7万人から約6.6万人と1.9万人増加しています。

一方、東部地域は流山セントラルパーク駅があるものの緩やかな増加、北部地域は微減傾向を示しています。年齢別人口では、中部、南部地域は30～40歳前半を中心に、乳幼児や小学校低学年が多く、子育て世代が急増している状況が伺えます。(図2-8)



図2-6 地域区分

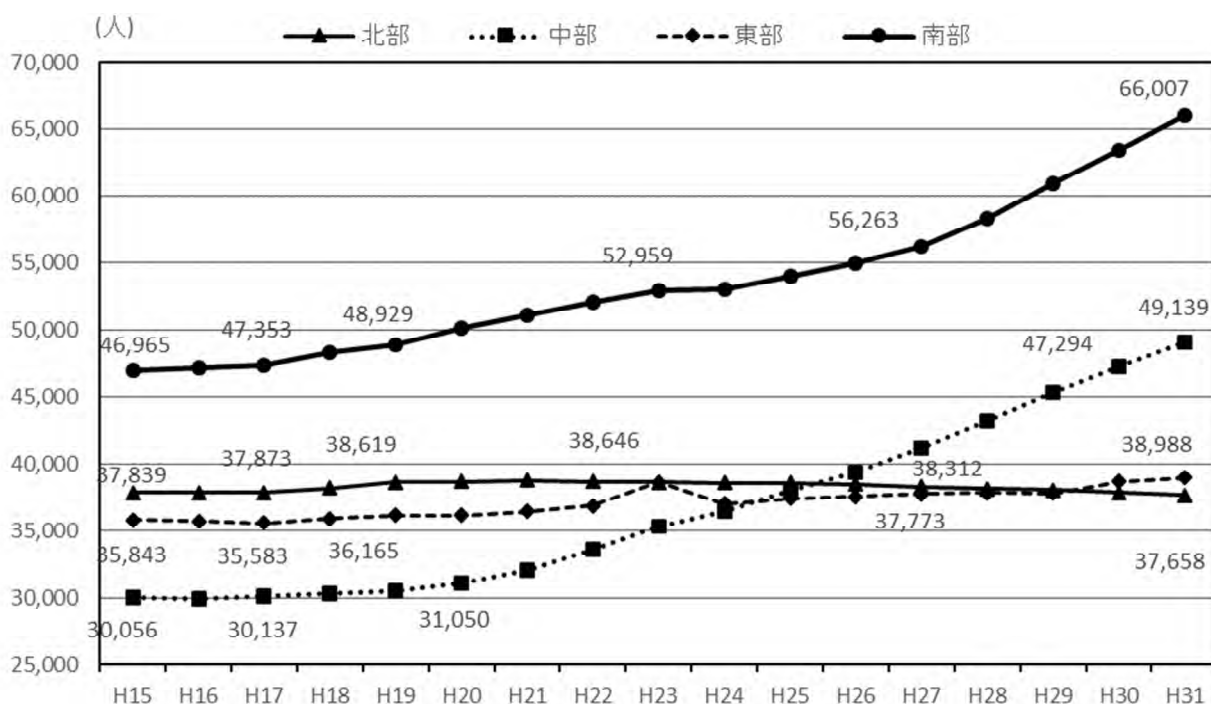


図2-7 地域別人口推移【参照:住民基本台帳(各年4月1日)】

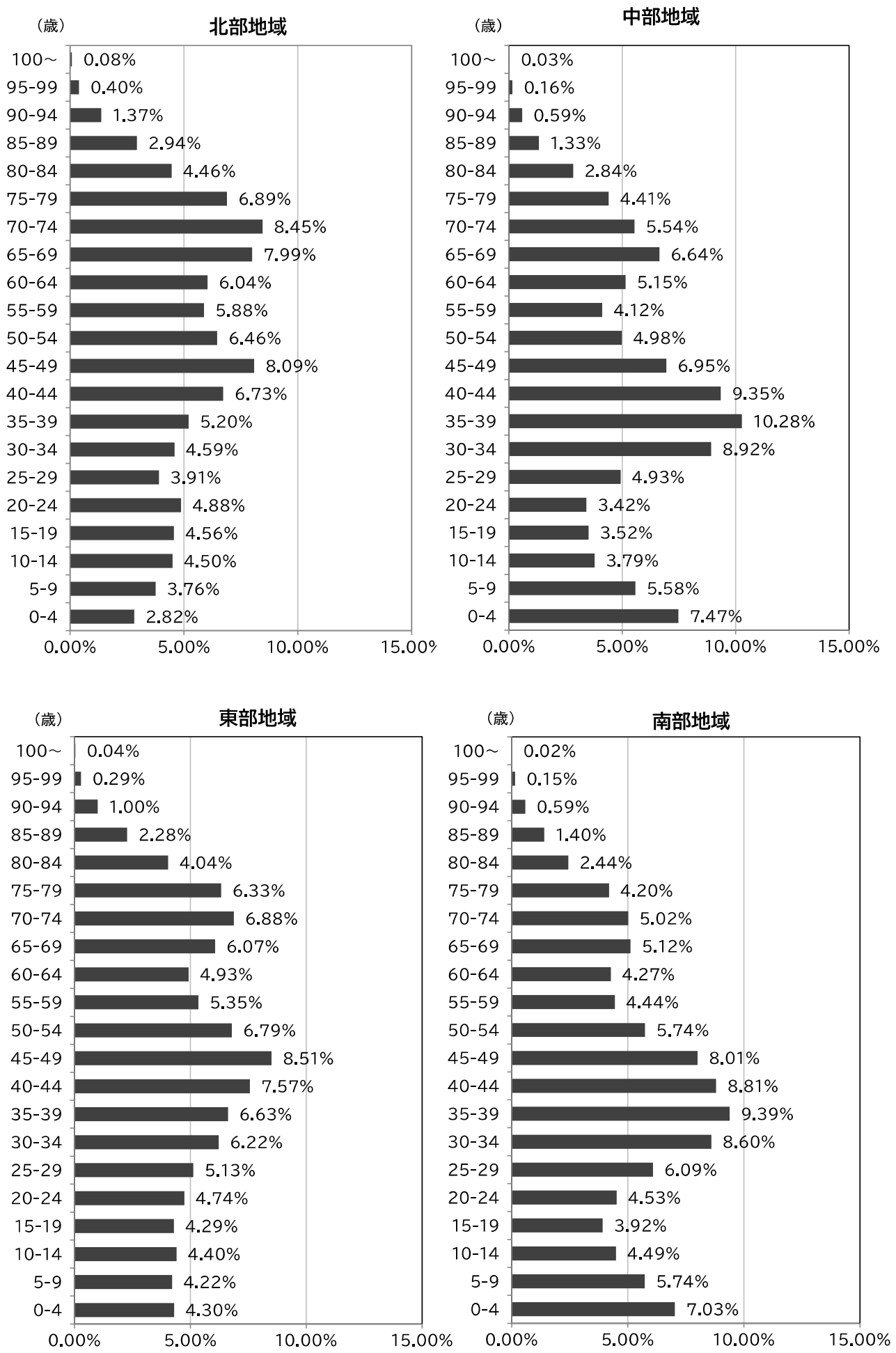


図2-8 地域別年齢人口【参照:住民基本台帳(平成31年4月1日)】

(3) 市の転入・転出人口

平成17(2005)年のつくばエクスプレス開業以降は、年により若干の差異があるものの、いずれの年も転入超過(転入が転出を上回る)の状況にあります。(図2-9)

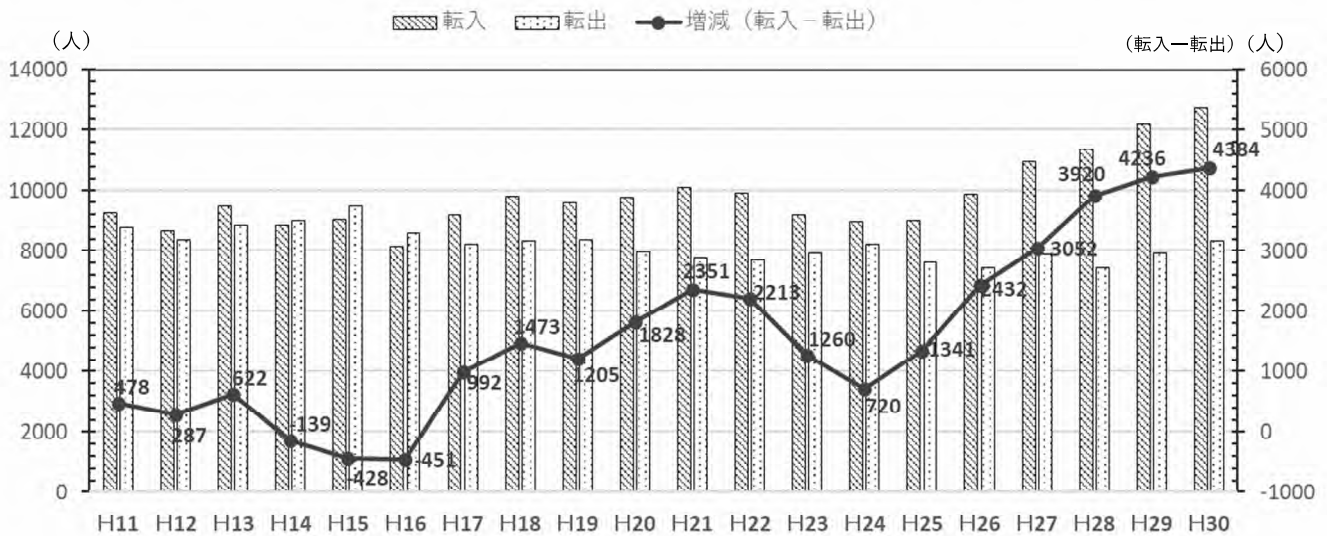


図2-9 市の転入・転出人口【参照:流山市統計書】

(4) 将来人口推計

平成30年3月に策定した「次期総合計画における将来人口推計」によると、低位推計・中位推計・高位推計ともに、近い将来、人口は20万人を突破し、令和9(2027)年をピークに緩やかに減少していきます。本計画においては中位推計を採用し、本計画期間内は20万人を維持するものと推計されています。(図2-10)

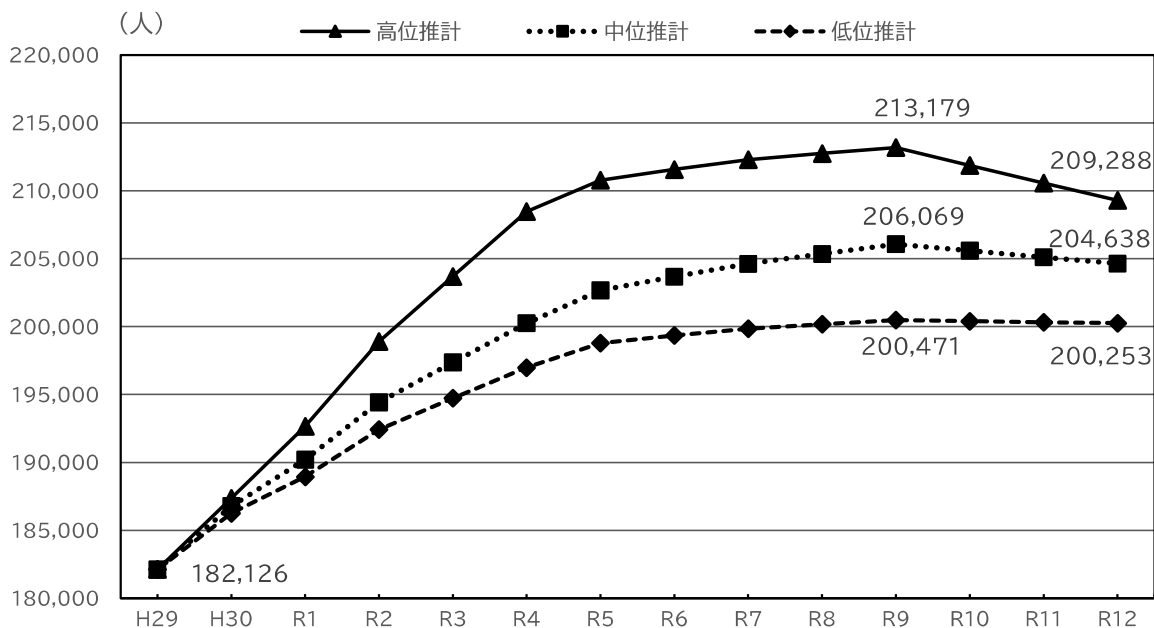


図2-10 流山市の将来人口推計の結果【参照:流山市総合計画調査報告書】

年齢3区分別人口(中位推計)をみると、0～14歳の年少人口と、担税力の高い15～64歳の生産年齢人口は、減少する年がみられるものの、引き続き高い水準で推移します。

一方、65歳以上の老年人口は増加傾向にあり、令和11(2029)年には51,205人に上り、総人口の4分の1を占めると予測されています。(図2-11)

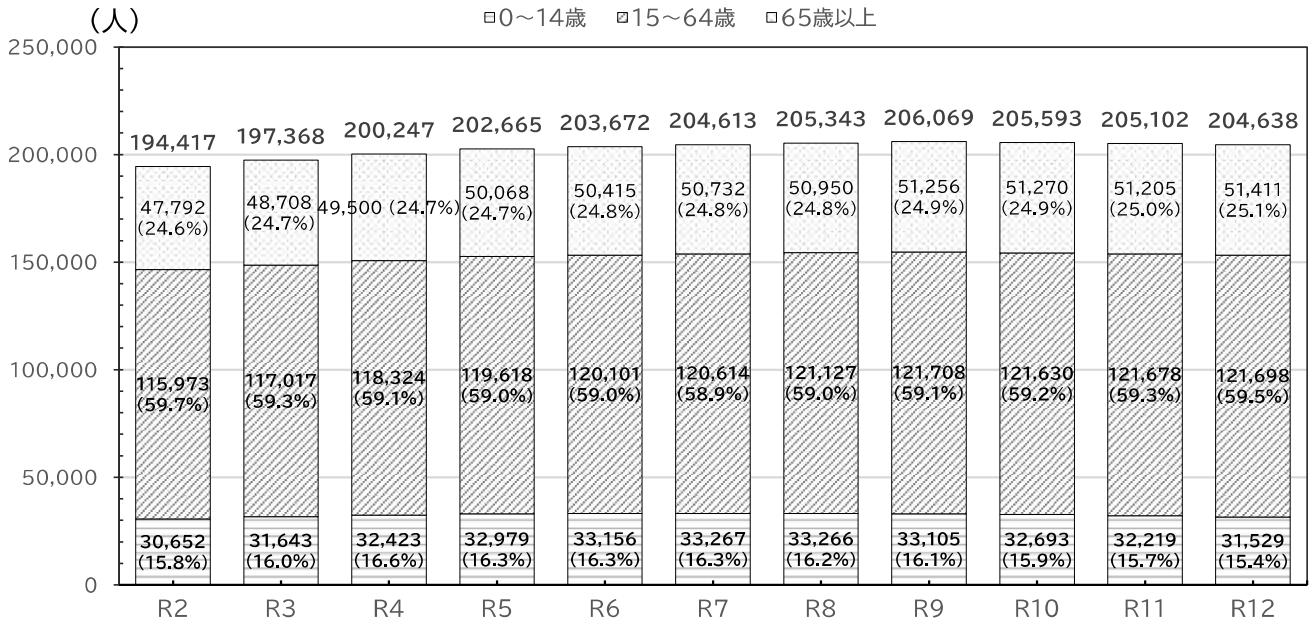


図2-11 将来人口・年齢3区分別人口(中位推計)【参照：流山市総合計画調査報告書】

第3章

将来都市像

3-1	流山市総合計画における「目指すまちのイメージ」.....	18
3-2	本市の将来都市像	20
3-3	地域別の将来都市像	22
3-3-1	北部地域	24
3-3-2	中部地域	28
3-3-3	東部地域	32
3-3-4	南部地域	36

3-1 流山市総合計画における「目指すまちのイメージ」

本計画は、「流山市総合計画」に掲げている、「目指すまちのイメージ」である『都心から一番近い森のまち』の実現を図るための「まちづくりの基本政策」を念頭に将来都市像を定めま

目指すまちのイメージ

『都心から一番近い森のまち』

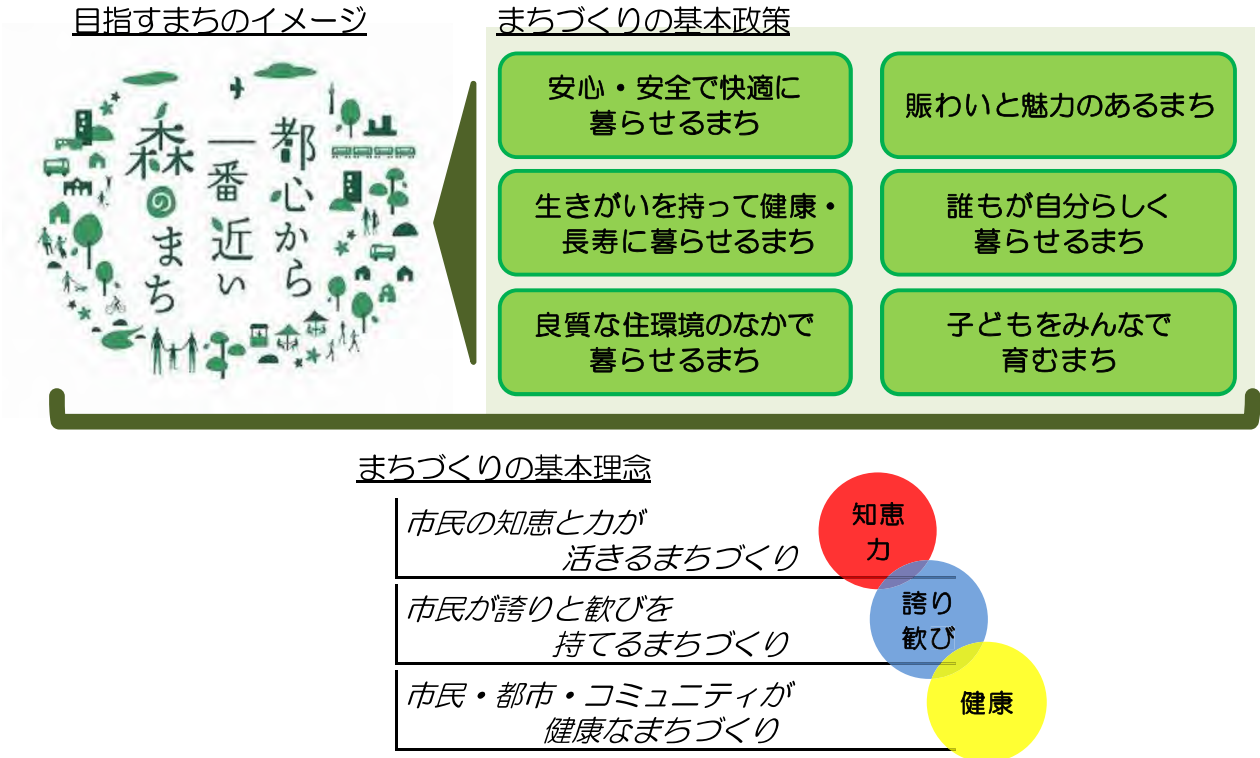


図3-1 「目指すまちのイメージ」と「まちづくりの基本政策」、「まちづくりの基本理念」の関係



流山市航空写真(平成28年) まちづくりが進む本市上空から筑波山を望む

3-2 本市の将来都市像

本計画では、「流山市総合計画」における「目指すまちのイメージ」を踏まえ、都市計画のあるべき姿(将来都市像)を次のように掲げます。

本市の将来都市像

『水辺と緑の魅力にふれあえる持続可能な都市』

この将来都市像には、次のような意味が込められています。

- 本市における水辺や緑の自然環境は、江戸川や利根運河をはじめとする美しい水辺や、下総台地によって生み出された崖地に帯状に連なる斜面樹林をはじめとする豊かな緑があります。

市内を流れる坂川、大堀川(防災調節池※)などの河川や、市内に点在する湧水は、市民の生活にうるおいを与えています。

また、まちの中で育まれるさまざまな緑は、まちをやさしく演出し、市民が安心して憩える空間を創出しています。

- 本市では、つくばエクスプレスの開業及び沿線整備により、新しい都市空間・機能拠点が誕生し、市民の生活環境が変化しました。

また、自然とまち並みが融和した暮らしの中で、ひとりひとりに合った生活スタイルが実現できるまちとして、発展を続け、市内外、国内外、世代を問わず多種多様な人々との様々なコミュニティが形成され、交流が盛んとなる様子をイメージしています。

- 「流山市総合計画」で示すように、市民のみならず、すべての人々が、「住んでよかったまち」、「住んでみたいまち」として憧れるような「住み続ける価値の高いまち」を目指し、市民・事業者・市が協働により、わたしたちの都市を創造していきます。

また、国際社会全体の目標として「SDGs※(持続可能な開発目標)」が掲げられており、本計画を推進することはSDGs※の達成に向けた取組にもつながります。



■ 流山市の現況図

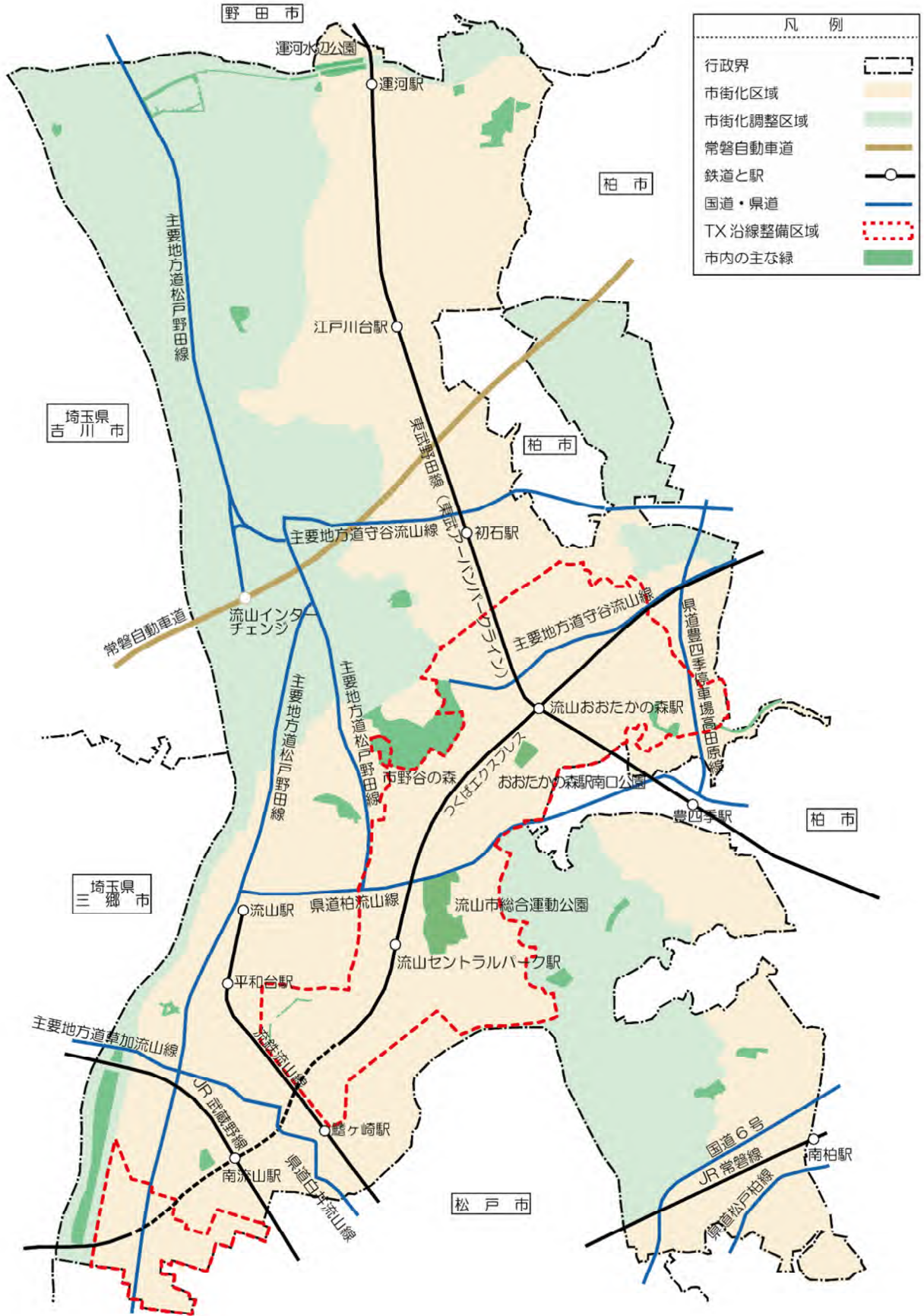


図3-2 流山市の現況図

3-3 地域別の将来都市像

本市の将来都市像を実現するため、地域別の将来都市像を示しています。

地域別の将来都市像では、市内を北部、中部、東部、南部の4つの地域に区分しました。

本計画は、中学校区をベースとした地域区分を基本としていますが、つくばエクスプレス沿線整備区域にまたがる地域は沿線整備区域の区分境界を優先に設定しました。

北部地域	中部地域	東部地域	南部地域
大字深井新田 大字平方村新田 大字西深井 大字東深井 大字平方 大字平方原新田 美原1～4丁目 大字中野久木 大字北 大字小屋 大字上新宿新田 大字南 江戸川台東1～4丁目 江戸川台西1～4丁目 こうのす台 富士見台 富士見台1～2丁目	大字上新宿 大字桐ヶ谷 大字谷 大字上貝塚 大字下花輪 大字大畔 若葉台 市野谷 駒木 駒木台 青田 美田 東初石1～4丁目 西初石1～5丁目 おおたかの森北1～3丁目 おおたかの森南1～3丁目 おおたかの森東1～4丁目 おおたかの森西1～4丁目	宮園1～3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前平井 後平井 野々下1～6丁目 長崎1～2丁目 前ヶ崎 向小金新田 向小金1～4丁目 名都借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘1丁目	大字流山 流山1～9丁目 大字加 加1～6丁目 大字三輪野山 三輪野山1～5丁目 大字西平井 西平井1～3丁目 大字鱒ヶ崎 鱒ヶ崎2丁目 鱒ヶ崎 大字木 平和台1～5丁目 南流山1～8丁目 思井1丁目



図3-3 都市計画マスタープランにおける地域の区分 【航空写真(平成31年)】

3-3-1 北部地域

将来都市像

『雄大な自然環境と
住・農・学が共存する台地において
良質な居住環境が創出されているまち』

現況

北部地域は、流山市の歴史的遺産であり美しい曲線美を描く利根運河と、雄大な水面を抱える江戸川をはじめ、初夏には水稻のじゅうたんが敷きつめられた風景の新川耕地、本市の景観を代表する斜面樹林、そして優良な畑作が行われる下総台地へとつながる、豊かな自然環境に恵まれた地域です。

また、東武野田線(東武アーバンパークライン)の江戸川台駅や運河駅を中心に、計画的に整備された良好な住環境が広がっています。

一方で、少子高齢化が顕著な地域となっており、住み替え支援^{*}や、地域コミュニティの強化、交流人口の増加や賑わいの創出が必要な地域でもあります。

新川耕地においては、社会情勢の変化が本市にも押し寄せ、農地の保全是されているものの、物流の倉庫群が建設され始めています。

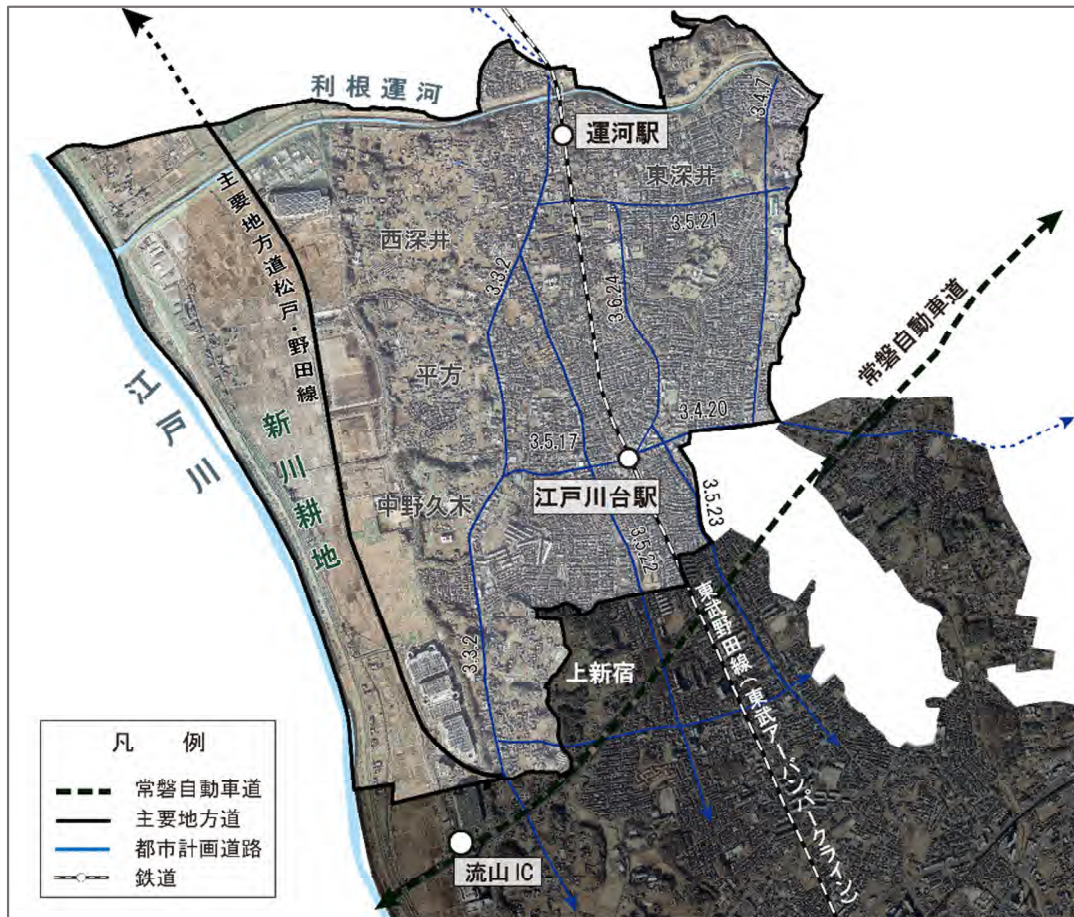


図3-4 北部地域の現況図

^{*} 道路の数字は、都市計画道路番号を表しています。

特徴

1 住環境

- a. 計画的な住宅地開発が行われた江戸川台地区や東深井地区をはじめ、その周辺では小規模な住宅開発が行われ、現在はまちが成熟し閑静な住宅が佇んでいます。



江戸川台駅近くの低層住宅地

2 都市施設

- a. 江戸川台駅西口駅前広場、運河駅東口駅前広場及び駅自由通路の整備が行われ、歩行の安全性を確保したバリアフリー対応の整備が進んでいます。
- b. 古墳時代後期の古墳群が残る東深井地区公園(古墳公園)は、園内に森の図書館や市民プールが設置されており、平日・休日問わず市民で賑わっています。
- c. 森のまちエコセンターは、最新鋭のし尿処理施設と剪定枝の資源化施設を有し、市内全域から集められた剪定枝を堆肥化し、緑のリサイクルを行っています。



運河駅東口の駅前広場

3 自然環境・歴史的資源

- a. 江戸川・利根運河の水辺環境や、新川耕地周辺の広大な自然環境に恵まれ、四季折々、自然が見せる景観を楽しんでいます。
- b. 住宅地周辺には屋敷林、公園や農地等の豊かな緑の空間が保全され、人の営みと自然が共生するまちが育まれています。
- c. 利根運河は、文化庁から「歴史の道100選」に選ばれ、利根運河ビリケンさん[※]の像など、魅力的な歴史的資源が残されています。



利根運河ビリケンさんの像

4 その他

- a. 利根運河の立地を生かし、近隣大学の学生によるイベント「利根運河シアターナイト」や市が委託している利根運河交流館による「うんがいい！朝市」を毎月開催しています。
- b. 新川耕地地域は、自然的環境に配慮し、地域のポテンシャルを活かした産業・物流系等の土地利用がされています。
- c. 空き家の発生の予防・抑制のため、シニア世代と子育て世帯の住み替え支援[※]に取り組んでいます。



利根運河シアターナイト



うんがいい！朝市

まちづくりの方針

本地域では、東武野田線(東武アーバンパークライン)沿線に広がる、良好な住宅地の居住環境の保全及び形成に努めます。

また、常磐自動車道流山インターチェンジの波及効果により集積した産業・物流系等の土地利用を引き続き維持していきます。

1 土地利用

- a.江戸川台駅周辺は、住民の日常生活を支える地域拠点として、利便性の向上を図るため、江戸川台東口駅前広場の再整備や公共施設の再配置を行い、駅周辺の活性化を推進します。
- b.星和江戸川台地区、東急団地地区、ルアジーランド等の計画的な開発により整備された地区は、居住環境の維持に努めます。
- c.江戸川沿い一帯に広がる農地については、市内の大切な緑のひとつであることから、地権者の意向を確認しながら、保全に努めます。
- d.常磐自動車道流山インターチェンジ周辺において、広域幹線道路*を生かした産業・物流系等の土地利用が図られる地区については、景観計画*との整合及び自然環境や営農環境との調和を図ります。
- e.市街化調整区域*の、地区計画*を活用し産業・物流系等の土地利用が進んでいる地域について、市街化区域*への編入を検討していきます。



江戸川台駅東口の商店街



産業・物流系等の土地利用



2 自然・景観

- a. 流山市景観計画※に基づき、特に景観計画重点区域※である新川耕地区域は、本市の誇れる自然的景観と産業・物流系等の土地利用の調和を図りながら、緑豊かな自然を活かした景観の維持・創出を推進します。利根運河区域は、利根運河による四季折々の自然と、住宅地の緑が連続し、美しい良好な景観の形成に努めます。
- b. 下総台地西端、江戸川及び利根運河沿いに位置する地域内の斜面樹林等は、それぞれ自然環境に優れており、また、都市景観上も重要であることから今後も保全に努めます。



利根運河

3 その他

- a. 「利根運河シアターナイト」といった、近隣大学の学生と地域の人々の協働による地域の活性化が図られるよう、引き続き努めます。
- b. 市外からの交流人口の拡大と、まちに対する市民の誇り・愛着の醸成を図るため、利根運河周辺の特色を活かし、地域資源の磨き上げなど、魅力と価値をより一層高める取組を推進します。
- c. 利根運河周辺において、地域資源や歴史的景観を活かしたツーリズム環境整備に取り組み、快適に回遊できるまち歩き空間の創出を図ります。
- d. 歴史的、文化的価値が高いと認められる「割烹新川屋本館」については、文化財の適切な保全と活用を進めます。
- e. ゆとり・なつかしさを感じる良好な居住環境の保全に努めます。



割烹新川屋本館



利根運河の散策

3-3-2 中部地域

将来都市像

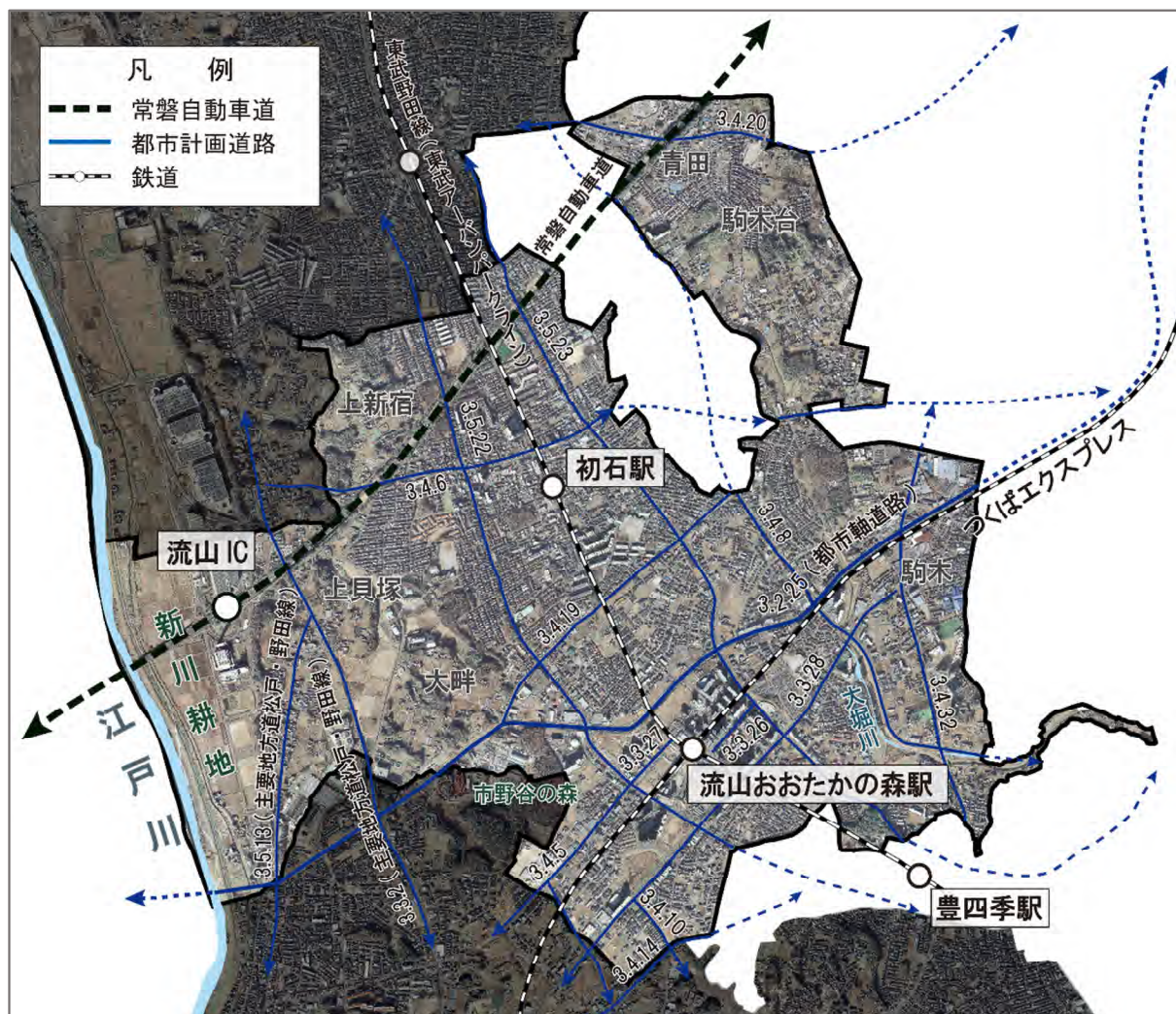
『街の中に樹木があふれ、
ゆとりとにぎわいが融和し、
新しい生活スタイルが実感できるまち』

現況

中部地域は、初石駅周辺の閑静な住宅街が広がる既成市街地と、つくばエクスプレス沿線整備が行われたおおたかの森地区を含めた地域です。

流山おおたかの森駅周辺は、『都心から一番近い森のまち』にふさわしい、市の中心核となる賑わいと緑があふれ、都市の躍動が感じられるまち並みが形成されています。

初石、青田、駒木台地区においては、農地、寺社林などの環境が残され、閑静な既成住宅地が広がっています。



※ 道路の数字は、都市計画道路番号を表しています。

特徴

1 住環境

- a. 流山おおたかの森駅周辺の土地区画整理事業が完了し、駅周辺を中心に商業施設、共同住宅が建ち並び、更にその周辺では戸建て住宅の建設が進み、沿道には生活に必要な店舗や飲食店が出店し始めています。
- b. 流山市景観計画※に基づき、市民及び事業者の協力を得て、建物・広告物のデザインの誘導を図り、周辺と調和した街並みが形成されています。



流山おおたかの森駅周辺の住宅地

2 都市施設

- a. 市内における都市計画道路及びそれらに接続する道路の整備が進み、流山おおたかの森駅を中心として市内各駅を繋ぐ道路交通網が形成されています。
- b. 初石駅は、東武野田線(東武アーバンパークライン)において市内唯一の地平駅となっていることから、東西からのアクセスの改善及び踏切における危険性が懸念されています。
- c. 土地区画整理事業により、十太夫近隣公園などの公園・緑地が計画的に配置されています。



初石駅

3 自然環境・歴史的資源

- a. 土地区画整理事業により森や雑木林、農地の減少がみられましたが、流山グリーンチェーン戦略※や、まちなか森づくりプロジェクト※により新たな緑を創出するなど、緑の保全と創出が図られています。
- b. 公園の計画的な整備により、住宅地の緑と一体となることで、緑が連なる街並みを演出しています。
- c. 大畔地区には貴重な自然が残る森が保全されています。



まちなか森づくりプロジェクトによる植樹

4 その他

- a. つくばエクスプレス沿線整備区域内を中心とした、新たに人々の居住が進んでいる地区では、自治会だけではなく、ママ友同士の交流サークルやマンション内での管理組合等を中心とした居住者交流など、新たなコミュニティが醸成されつつあります。
- b. 流山おおたかの森駅南口都市広場では、流山グリーンフェスティバルや森のマルシェ等のシティセールイベントが開催され、市内外から多くの来場者があり、年を追うごとに集客を伸ばしています。また、流山おおたかの森駅前観光情報センターの完成により観光客の誘致を図っています。
- c. 常磐自動車道流山インターチェンジ周辺は、自然的環境に配慮した産業・物流系等の土地活用がされています。
- d. 流山おおたかの森駅北口では、平成31年4月にオープンした「おおたかの森ホール」から、優れた文化芸術に触れる機会を創出します。

まちづくりの方針

本地域では、流山おおたかの森駅周辺に本市のシンボリックな空間を形成し、商業・業務・文化・行政の拠点としてふさわしい複合的な都市機能を有する市街地の形成を図るとともに、良好な居住環境の保全及び誘導に努めます。また、水辺や緑の拠点となる自然環境は、開発の進む市街地との調和を図りながら、維持・保全に努めます。

さらに、常磐自動車道流山インターチェンジ周辺においては、広域的な集客を可能とするインターチェンジの特性を活かし、賑わいのある施設の立地を誘導します。

1 土地利用

- a. 流山おおたかの森駅周辺は、市の中心核としての都市と、市野谷や(仮称)大畔の森を代表とする自然との調和を図りながら、土地の高度利用を推進します。
- b. 既成市街地の初石駅周辺は、住民の日常生活を支える地域拠点として、利便性の向上を図るため、駅を橋上化し、東西アクセスを改善します。
- c. 駒木地区の一団の工業地については、住工混在[※]を解消するために適正な工場の集団化や再配置等を行いながら、今後とも工業地としての土地利用を促進します。
- d. 常磐自動車道流山インターチェンジ周辺においては、自然的環境や営農環境との調和を図りながら、その自然と親しめる空間を創出し、家族で楽しめる、賑わいのある施設の立地を誘導します。
- e. 市街化調整区域[※]において、計画的に道路や下水道等の都市基盤の整備が進んでいる地域は、必要な調整を図りつつ市街化区域[※]に編入を検討します。



初石駅前の様子



住工が混在する駒木の一部

2 自然・景観

- a. 流山市景観計画[※]に基づき、特に景観計画重点区域[※]であるつくばエクスプレス沿線整備区域は、土地区画整理事業によるまちづくりにおいて協働により計画的に緑を配置し、街全体が豊かな緑に包まれた市街地を目指し、良好な景観の形成を図ります。
- b. 商業地、高層住宅が広がる街の中でも、流山グリーンチェーン戦略[※]や景観計画[※]による住宅地への植樹や、街路樹の整備により、街中の緑を育みます。
- c. 大堀川の水辺豊かな空間を適切に維持管理し、生態系に配慮し、水と親しむことのできる空間としての活用を図ります。



高層住宅地の緑化



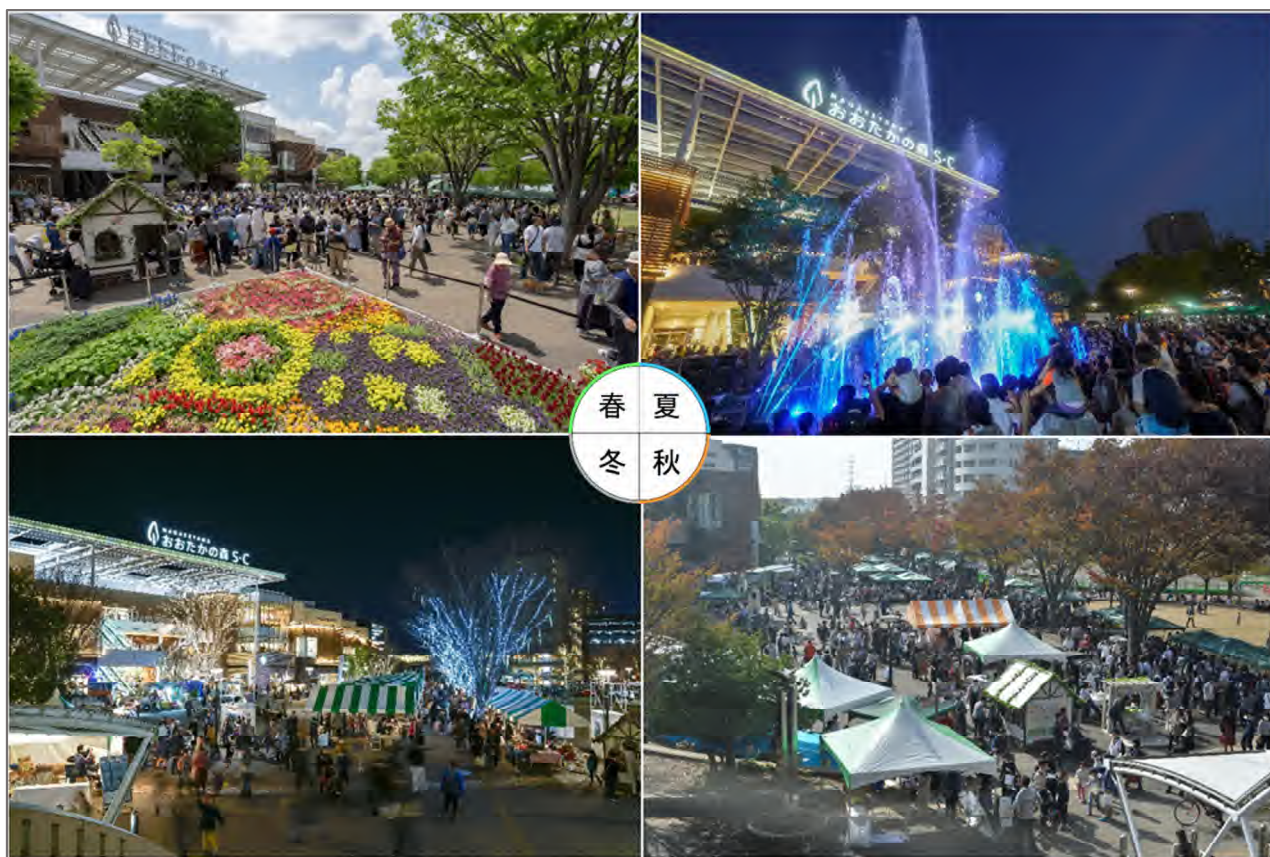
大堀川水辺公園

3 その他

- a. 流山おおたかの森駅南口都市広場の再整備を行い、交流空間としての快適性と利便性を向上させ、更なる賑わいを創出します。
- b. 初石駅の利便性向上を図ります。
- c. 緑が身近に感じられる環境を整備し、親しめる空間づくりを目指します。
- d. 新しい生活スタイルが実感できる街として、自然と触れ合いながら生活と仕事を両立できる環境を推進します。



流山おおたかの森駅南口都市広場の交流
(NYアーティスト)



流山おおたかの森駅南口都市広場でのイベント

- 左上:(春)流山グリーンフェスティバル
- 右上:(夏)森のナイトカフェ
- 左下:(冬)森のマルシェ・ド・ノエル
- 右下:(秋)ハーヴェスティバル



イラスト: はしとみや

3-3-3 東部地域

将来都市像

『成熟した住宅地と新市街地とを
多自然環境がつなぐ居心地の良いまち』

現況

東部地域は、野々下地区、松ヶ丘及び向小金地区等の閑静な住宅地が広がる既成市街地と、流山セントラルパーク駅を中心に土地区画整理事業を施行している運動公園周辺地区の主に3つの地区からなる地域です。熊野神社周辺の斜面緑地など緑があふれ、自然と調和したまちづくりが進められています。

流山セントラルパーク駅前には自然豊かな流山市総合運動公園が位置し、周辺には、土地区画整理事業の進捗に伴い、大規模マンションや教育施設及び病院等が立地しています。

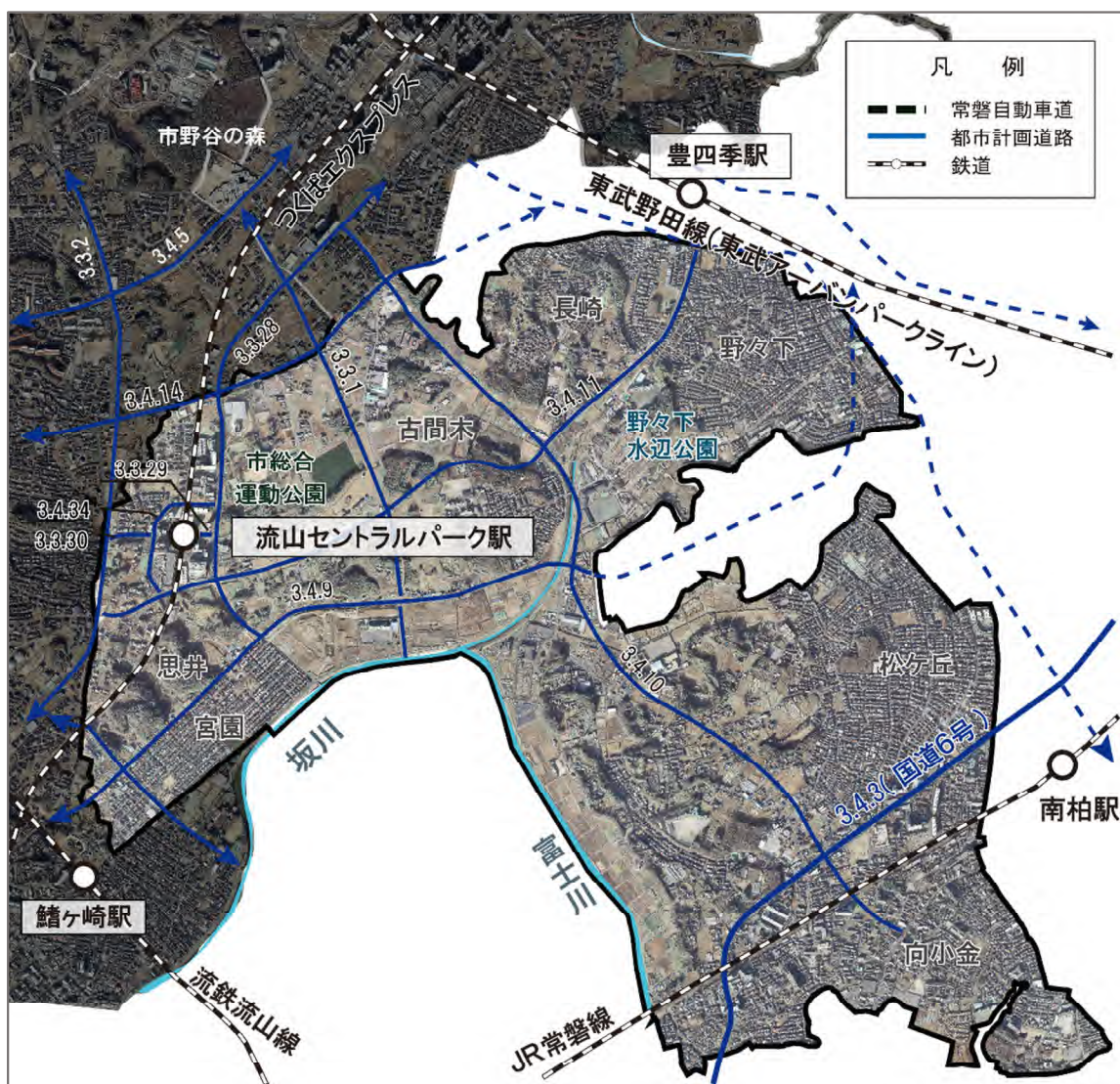


図3-6 東部地域の現況図

※ 道路の数字は、都市計画道路番号を表しています。

特徴

1 住環境

- a. 流山セントラルパーク駅周辺は、隣接した流山市総合運動公園と調和した憩いと活動の場として賑わっています。
- b. 斜面樹林、田園風景、坂川、富士川、野々下水辺公園などの自然環境の中、ジョギングや散歩などを楽しめる環境です。



川沿いを散歩する人

2 都市施設

- a. 土地区画整理事業区域内は、順次都市計画道路の整備が進められているが、その他の地域においては狭い道路や交通渋滞が問題となっていることから、交通ネットワークを考慮した道路整備や公共交通網の構築が求められています。



前ヶ崎城址公園

3 自然環境・歴史的資源

- a. 屋敷林や斜面樹林が残り、坂川・富士川や野々下水辺公園といった水辺空間や湧水、農耕地が保全されています。
- b. 数多く点在する神社や城跡等も歴史的資源として保全されています。
- c. 坂川沿いの田園風景は、水稻から畑作への転作が急速に行われています。



流山市民総合体育館

4 その他

- a. 流山市民総合体育館は、開館以来、市民スポーツ大会や流山ロードレース大会の会場として使用されるなど、本市のスポーツ振興に大きく寄与しています。
- b. 今後は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプを含め、スポーツ活動をサポートしていき、国際交流などの機会になることが期待されています。
- c. 伝統行事としては、香取神社において大人神輿、子ども神輿、山車や大太鼓により祭礼が行われており、多くの参加者により賑わいをみせています。



香取神社の子ども神輿

まちづくりの方針

本地域では、流山セントラルパーク駅周辺に商業地の形成を図るとともに、良質な住宅地の整備を行い、居住環境の保全及び誘導に努めます。

また、JR常磐線の沿線において、既に高度利用が進んでいる中高層住宅地区及び低層住宅地区については、良好な居住環境の保全及び形成に努めます。また、地域毎の住宅市街地の核となる各駅周辺については、周辺住民の地域拠点或いは生活拠点となる商業地等の形成を図ります。

1 土地利用

- a. 流山セントラルパーク駅周辺は、スポーツ・文化交流拠点としての機能の維持・増進を図るとともに、流山市総合運動公園の豊かな自然と新しい駅前空間が調和するよう、商業・業務施設の立地を促進します。
- b. 豊四季駅及び南柏駅周辺については、地域の生活の拠点としてふさわしい土地利用を促進します。
- c. 野々下、松ヶ丘及び向小金地区等の計画的開発により整備された地区は、居住環境の維持増進に努めます。



流山セントラルパーク駅周辺

2 自然・景観

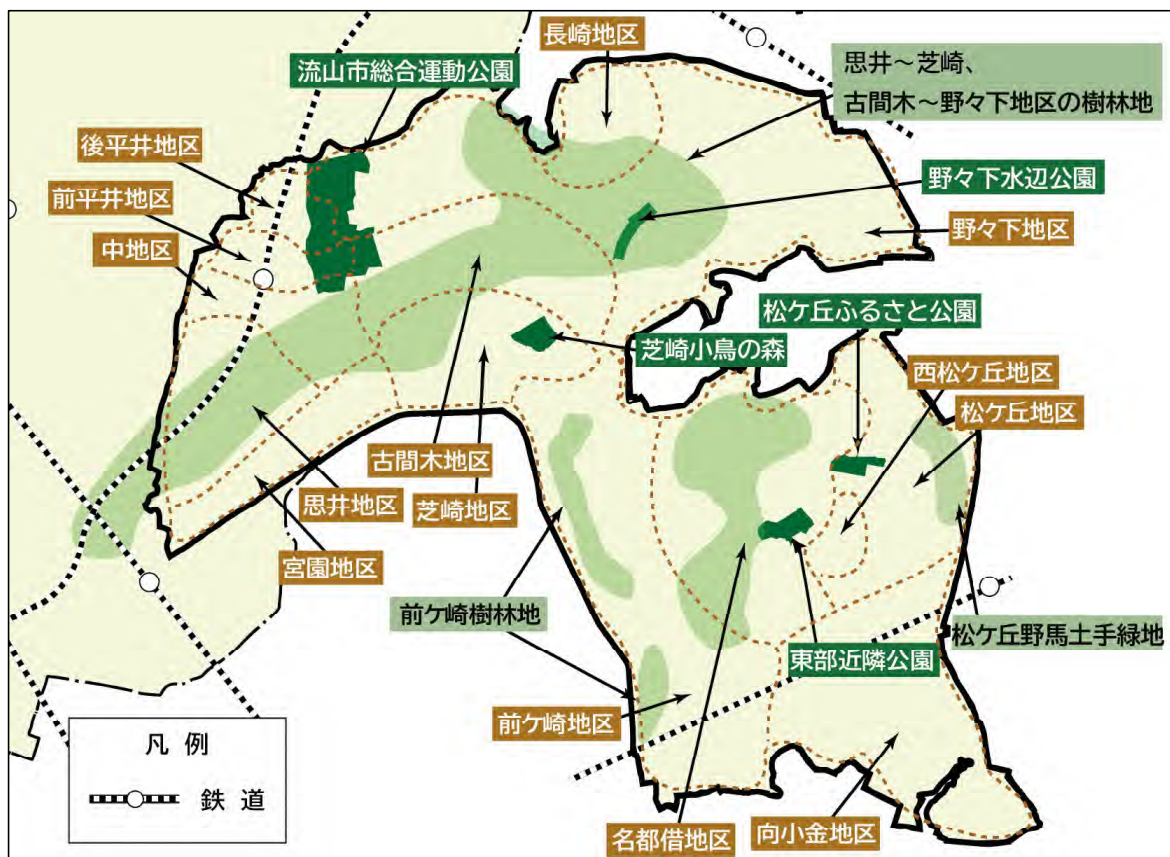
- a. 流山市景観計画※に基づき、特に景観計画重点区域※であるつくばエクスプレス沿線整備区域は、土地区画整理事業によるまちづくりにおいて、協働により計画的に緑を配置し、街全体が豊かな緑に包まれた市街地を目指し、良好な景観の形成を図ります。
- b. 地域の中央を流れる坂川及び松戸市から流れ出てくる富士川沿いは、自然環境の保全に努めます。
- c. 利根川の水を引いている北千葉導水路の、導水の一部を利用した野々下水辺公園については、引き続き親水性のあるせせらぎと水音(サウンド・スケープ)による、人々の心が安らぐ空間の保全に努めます。
- d. 思井から芝崎地区、古間木から野々下地区の緑を、連続性のある市の特徴的な緑として一体的に保全します。



野々下水辺公園



坂川鯉のぼりまつり



東部地域の連なる緑

3 その他

- a. 緊急時の大型車両通行や、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するため、名都借跨線橋を含む約325m区間において、車両の相互通行が可能となるよう、道路拡幅を行い、周辺地区における通行の円滑化と安全向上を図ります。
- b. 東小学校の前面道路について、歩道を拡幅し、児童及び歩行者の安全確保に努めます。



名都借跨線橋完成イメージ



イラスト：はしとみ

3-3-4 南部地域

将来都市像

『まちなみに水と緑があいまみえ
流山の歴史と文化が溶け込むまち』

現況

南部地域は、流鉄流山線、JR武蔵野線とつくばエクスプレスが交差した南流山駅を中心として、都市計画道路の沿線には、生活に必要な店舗や飲食店が建ち並んでおり、その先に閑静な住宅市街地が形成されています。また、当該地域の南西側の木地区では、土地区画整理事業が施行されているところです。

流山本町地域は、江戸時代の中頃から物資の集散地であったことや、醤油やみりの醸造が盛んだったことから、この地方の中心的都市として発展し、現在でも当時の面影が残る歴史的な町並みがみられ、地域資源を活用した観光の取組が行われています。

貴重な動植物が生息する市野谷の森は、県立公園として整備が進められており、土地区画整理事業により配置された近隣公園と合わせ一体的な森として保全に向けた取組が行われています。

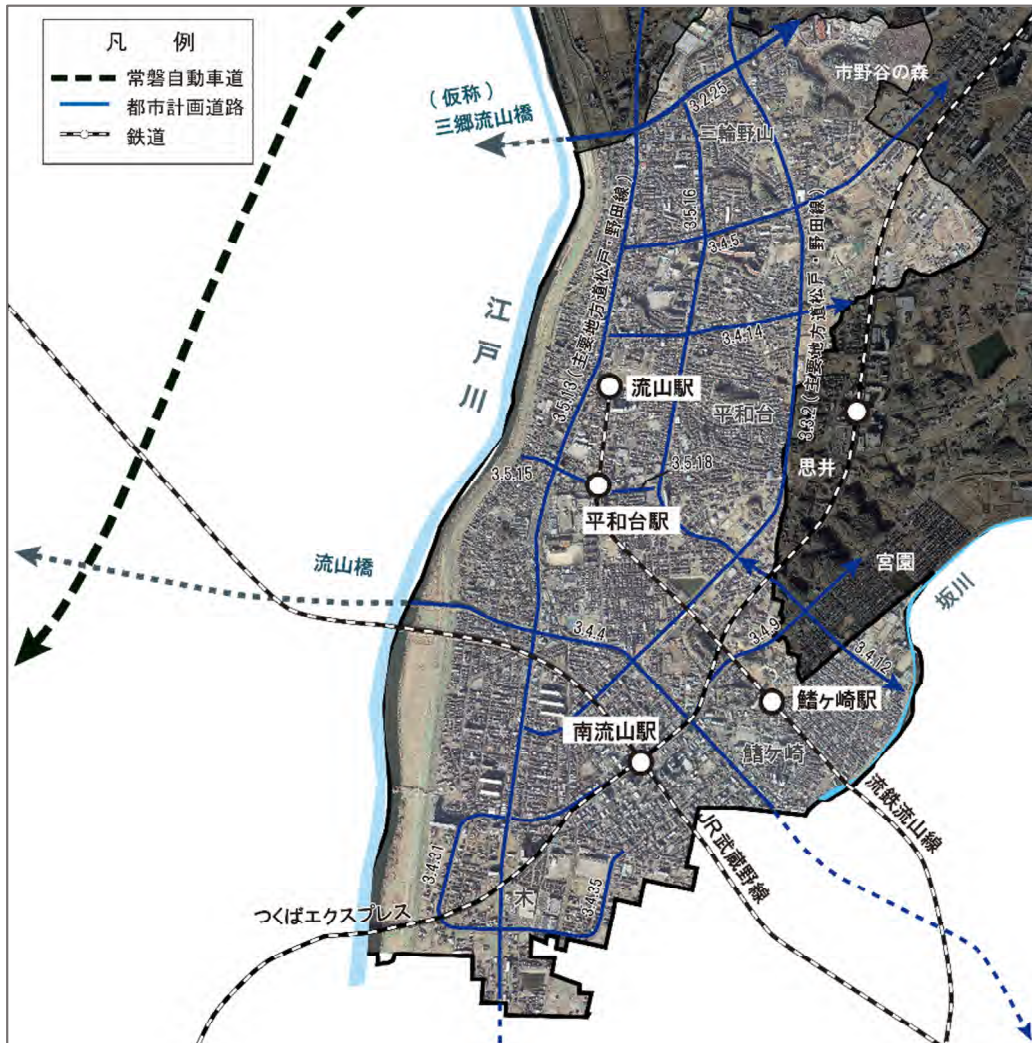


図3-7 南部地域の現況図

※ 道路の数字は、都市計画道路番号を表しています。

特徴

1 住環境

- a.南流山駅周辺は、平成元年に土地区画整理事業が完了し、土地の活用が進んでいる地区が増え、本市の南の玄関口としてふさわしい商業集積が期待されています。
- b.流山街道沿いには神社や歴史的人物に関する史跡など、歴史的な町並みがみられます。
- c.木地区、西平井・鰯ヶ崎地区、鰯ヶ崎・思井地区については、土地区画整理事業による計画的なまちづくりが進められています。



南流山駅周辺

2 都市施設

- a.江戸川を渡る流山橋周辺道路は、慢性的な渋滞が問題となっており、都市計画道路の整備による早期の渋滞緩和が求められています。



流山本町の町並み

3 自然環境・歴史的資源

- a.旧流山街道周辺は、赤城神社などの歴史的資源が点在した古い町並みが残されています。
- b.古民家や蔵のリノベーション、市民の手作りによる切り絵行灯などは、新たな観光資源としての活用が進められ、江戸情緒あふれる景観が形成されています。
- c.歴史的、文化的価値が高いと認められる「秋元家住宅土蔵*」については、文化財の適切な保全と活用に努めています。



4 その他

- a.特産品のみりんを使用したビジネス、旧流山街道周辺に残る古民家や蔵のリノベーションや古い町並みを生かした、地域の魅力を発信する取組が行われています。



- b.伝統的な祭事としては、大杉神社、浅間神社及び赤城神社による祭礼をはじめ、市指定無形民俗文化財の三輪茂侶神社の「ヂンガラ餅行事」、鰯ヶ崎雷神社の「鰯ヶ崎おびしゃ行事」や赤城神社の「大しめ縄行事」等があり、地域住民が主体となり開催されています。



ヂンガラ餅行事(三輪茂侶神社)

まちづくりの方針

本地域では、南流山駅周辺に生活関連機能が集積した複合サービス拠点を育成するとともに、良質な住宅地の保全及び誘導に努めます。

また、流山駅周辺では、既存市街地の活性化に努めるとともに、歴史的町並みの保全及び誘導に努めます。

1 土地利用

- a.南流山駅周辺は、市内外から多くの人々が集い交流する地域にふさわしい商業・業務地などの立地を促進するため、土地の高度利用を図ります。
- b.南流山地区及び平和台地区等の計画的開発により整備された地区は、居住環境の維持増進に努めます。
- c.流山駅周辺では、既存市街地の活性化に努めるとともに、歴史的町並みの保全及び誘導に努めます。



南流山駅周辺



流山本町周辺の町並み

2 自然・景観

- a.流山市景観計画※に基づき、特に景観計画重点区域※であるつくばエクスプレス沿線整備区域は、土地区画整理事業によるまちづくりにおいて、協働により計画的に緑を配置します。

また、流山本町区域は、歴史的資源と江戸川の自然が調和した、住んでいる人々や、訪れる人々に親しみと安らぎを与える町並みを保全及び誘導します。



江戸川の自然の様子



まち中から合間に見える
江戸川の土手



西平井周辺の住宅地

3 その他

- a. 市外からの交流人口の拡大と、まちに対する市民の誇り・愛着の醸成を図るため、江戸川及び流山本町地域の特色を活かし、地域資源の磨き上げなど、魅力と価値をより一層高める取組を推進します。
- b. 流山本町地域において、地域資源や歴史的景観を活かしたツーリズム環境整備に取り組み、快適に回遊できるまち歩き空間の創出を図ります。
- c. つくばエクスプレス沿線開発地区を結ぶ、広域道路である都市軸道路の一部として、また、流山橋の慢性的な交通渋滞を緩和するため、埼玉県三郷市と本市を結ぶ新たなルートとして、(仮称)三郷流山橋の建設を促進します。
- d. 流山本町地域に点在する神社・仏閣などの歴史的建造物や、古民家や蔵をリノベーションし、保全を行いつつ、積極的に活用するよう努めます。



流山本町江戸回廊マップ

「呉服新川屋店舗」屋根の鬼瓦は福の神！



(仮称)三郷流山橋、
(主)松戸野田線付近の完成イメージ図



流山本町の歴史的資源『呉服新川屋店舗』





毎朝、木々の香りに囲まれながらジョギングして、
 家の目の前の畑で、みずみずしい野菜の朝ごはん。
 子どもはいつも近くの森で走り回って、おやつに果物をかじっている。
 これが私の毎日の暮らし。

市民意見交換会参加者による将来の暮らしのイメージ

提供：伊藤 奈未氏、中西 美裕氏

第4章

分野別まちづくりの基本方針

4-1	土地利用の基本方針	43
4-2	道路・交通網整備の基本方針	48
4-3	自然環境の基本方針	51
4-4	都市施設整備等の基本方針	55
4-5	防災・防犯の基本方針	60

まちづくりに関する5つの分野

第3章で示した本市の都市計画のあるべき姿(将来都市像)を実現するため、まちづくりに関する整備について5つの分野とし、分野ごとにまちづくりの基本方針を示します。

また、それぞれの分野が、SDGs※のどの分野に該当するかを、以下に示しています。

4-1 土地利用の基本方針



4-2 道路・交通網整備の基本方針



4-3 自然環境の基本方針



4-4 都市施設整備等の基本方針



4-5 防災・防犯の基本方針



4-1 土地利用の基本方針

「流山市総合計画」で掲げている「地域の特性を活かした魅力ある街並みを創出する」ことを目的として、計画的な土地利用を推進します。

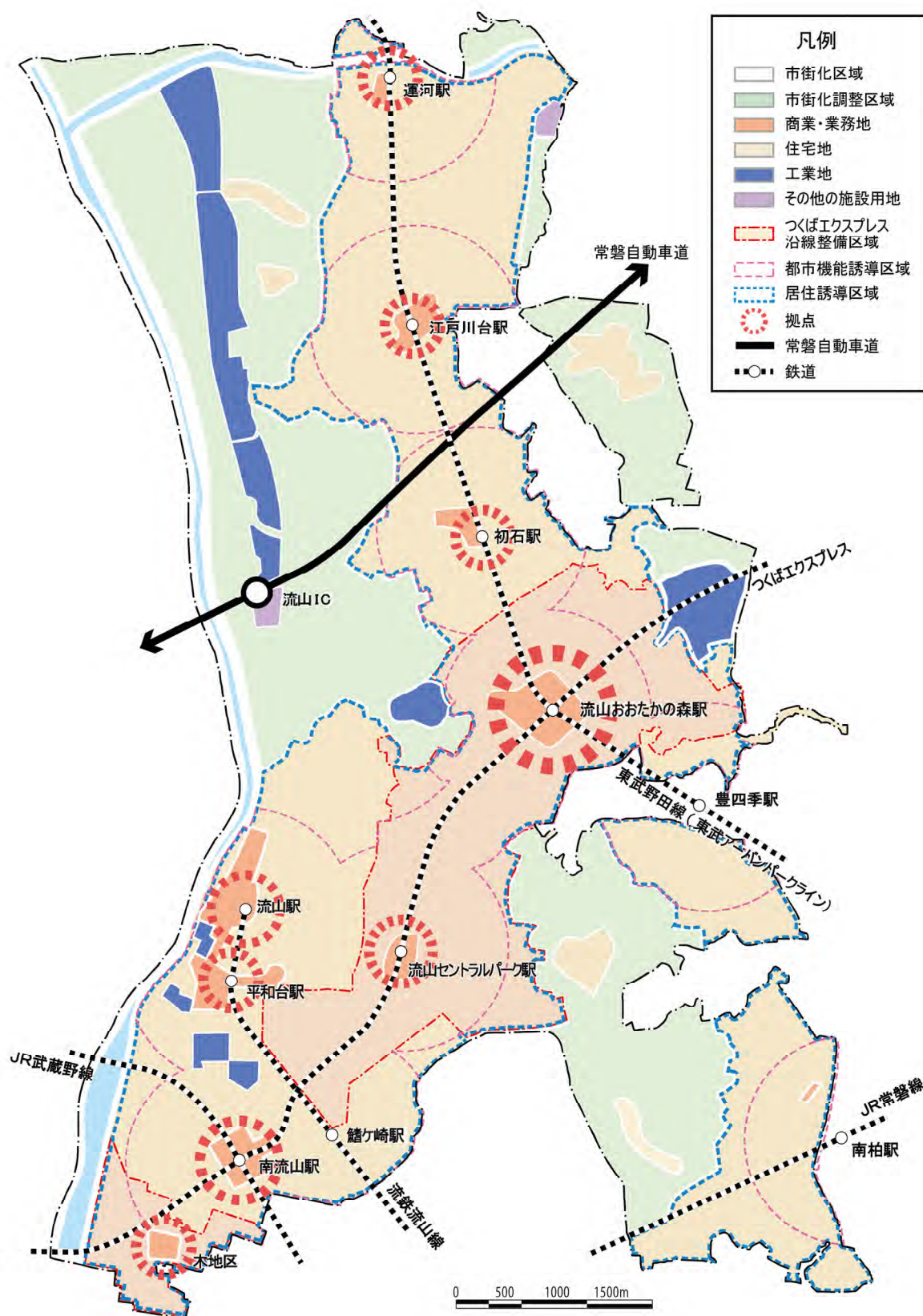


図4-1 土地利用の現況図

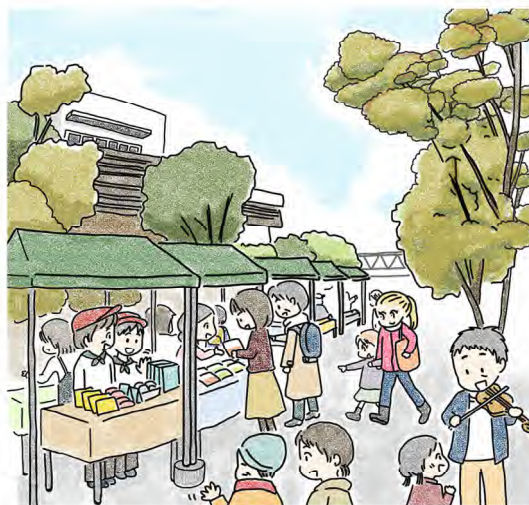
1 商業地

(1) 商業・業務地

- a. 流山おおたかの森駅の周辺は、本市のシンボリックな空間を形成していくとともに、商業・業務・文化・行政機能の集積を図り、人々の有機的な交流やビジネスの交流、情報発信の拠点として都市と自然が共存できるまちづくりを推進します。
- b. 流山おおたかの森駅南口都市広場をはじめとする駅周辺の交流空間において、回遊性と賑わいを創出するウォーカブルなまちづくり※を推進し、更なるまちの魅力の向上に努めます。
- c. 南流山駅周辺は、人口集中度の高い商業・業務機能を有する拠点づくりを推進し、土地の高度利用を図ります。
- d. 流山駅周辺は、行政機能を中心とした業務地として機能の充実に努めます。
- e. 流山本町地域は、歴史的文化的遺産を活用し、賑わいの形成に努めるとともに、歴史的町並みの保全に努めます。



流山おおたかの森駅高架下の商業施設



イラスト：はしもとみや

(2) 近隣商業地

- a. 運河駅周辺、初石駅周辺、流山駅周辺、平和台駅周辺及び土地区画整理事業区域内の木地区の中心部は、生活利便施設の充足を促進します。
- b. 江戸川台駅周辺は、良質な住宅地との調和を重視しながら、公共施設の再配置を行うなど、駅周辺の活性化を促進します。
- c. 流山セントラルパーク駅周辺は、スポーツの振興・人々の文化的な交流の拠点づくりを推進します。



南流山駅周辺



江戸川台駅東口の商店街

2 住宅地

(1)住宅地

- a.低層戸建住宅地にふさわしい低密度の土地利用を図る地区として戸建住宅を配置するとともに、既存の戸建住宅地については、良好な居住環境の維持を図ります。
- b.良質な住宅街としての魅力が高まるよう、市民や事業者との連携・協働のもと、地域の特性を活用した街並みの創出を推進します。
- c.既成住宅地において、今後発生が懸念されている新たな空き家・空き地発生の予防・抑制のため、シニア世代と子育て世帯のニーズをマッチングさせる住み替え支援※を推進するなど、国から示される都市のスポンジ化※対策を注視しながら対策を検討します。



良好な居住環境である江戸川台の住宅地



商業施設の立地が進む流山街道の沿道

(2)沿道市街地

- a.本市の都市骨格を形成する道路の沿線は、隣接する住環境に配慮しながら、生活利便施設の土地利用を推進します。

3 工業地

- a.既存の工業地は、周辺の環境へ配慮しながら、引き続き工業地としての土地利用を促進します。
- b.住宅地と工業地が混在している地区は、住宅と工業施設との調整を図りながら、住宅地と工業地の混在解消を図り、引き続き工業地としての土地利用を促進します。

4 用途地域

- a.既成市街地における住工混在※地区の工場については、計画的に集団化の立地誘導を促進し、用途の純化に努めます。
- b.住居系用途と商業系用途の混在が進行している地域についても、既定用途地域を基本として、用途の純化に努め、商業環境及び居住環境の向上に努めます。

5 居住及び都市施設の誘導

- a.立地適正化計画で定めた居住誘導区域に基づき、現在の人口配置を確保し、生活サービスや地域のコミュニティを持続可能なものとしていきます。
- b.立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域に基づき、人の生活・交流を豊かにする拠点において、各世代にとって生活する上で必要となる施設の維持・確保の強化を図ります。



居住誘導区域



都市機能誘導区域

6 市街化調整区域の市街化区域への編入検討

- a.道路や下水道等の都市基盤の整備が進んでいる地域について、必要な調整を図りつつ市街化区域*への編入を検討します。

7 常磐自動車道流山インターチェンジ周辺の土地利用

- a.常磐自動車道流山インターチェンジ周辺においては、広域的な集客を可能とするインターチェンジの特性を活かし、賑わいのある施設の立地を誘導します。

8 つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業

- a. 運動公園周辺地区をはじめとする、つくばエクスプレス沿線の一体型特定土地区画整理事業の早期完成に向けて、引き続き事業を推進します。
- b. 思井から芝崎地区の斜面樹林は、身近にふれあえる貴重な緑の空間及び、生態系や自然の保水機能を保持する貴重な資源として、土地区画整理事業施行者の協力のもと保全に努めます。



思井から芝崎地区の斜面樹林

9 歴史・文化

- a. 流山本町及び利根運河周辺においては、「秋元家住宅土蔵※」や「割烹新川屋本館」など歴史的文化的遺産を保全し、地域資源や歴史的景観を活かした環境整備に取り組み、快適に回遊できるまち歩き空間の創出を図ります。



利根運河大師



華介選組
近藤勇・土方歳三
離れの地



イラスト：はしもとみや

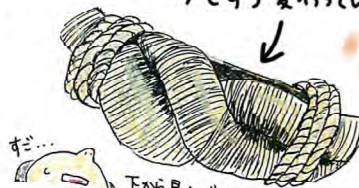


どーんと 赤土成神社の
大しめ縄

↑ギョウギョウ感の表現できない……

近隣の市民の方が毎年、手作業で作ります。

そのため しめ方や形は毎年少しずつ変わっています!



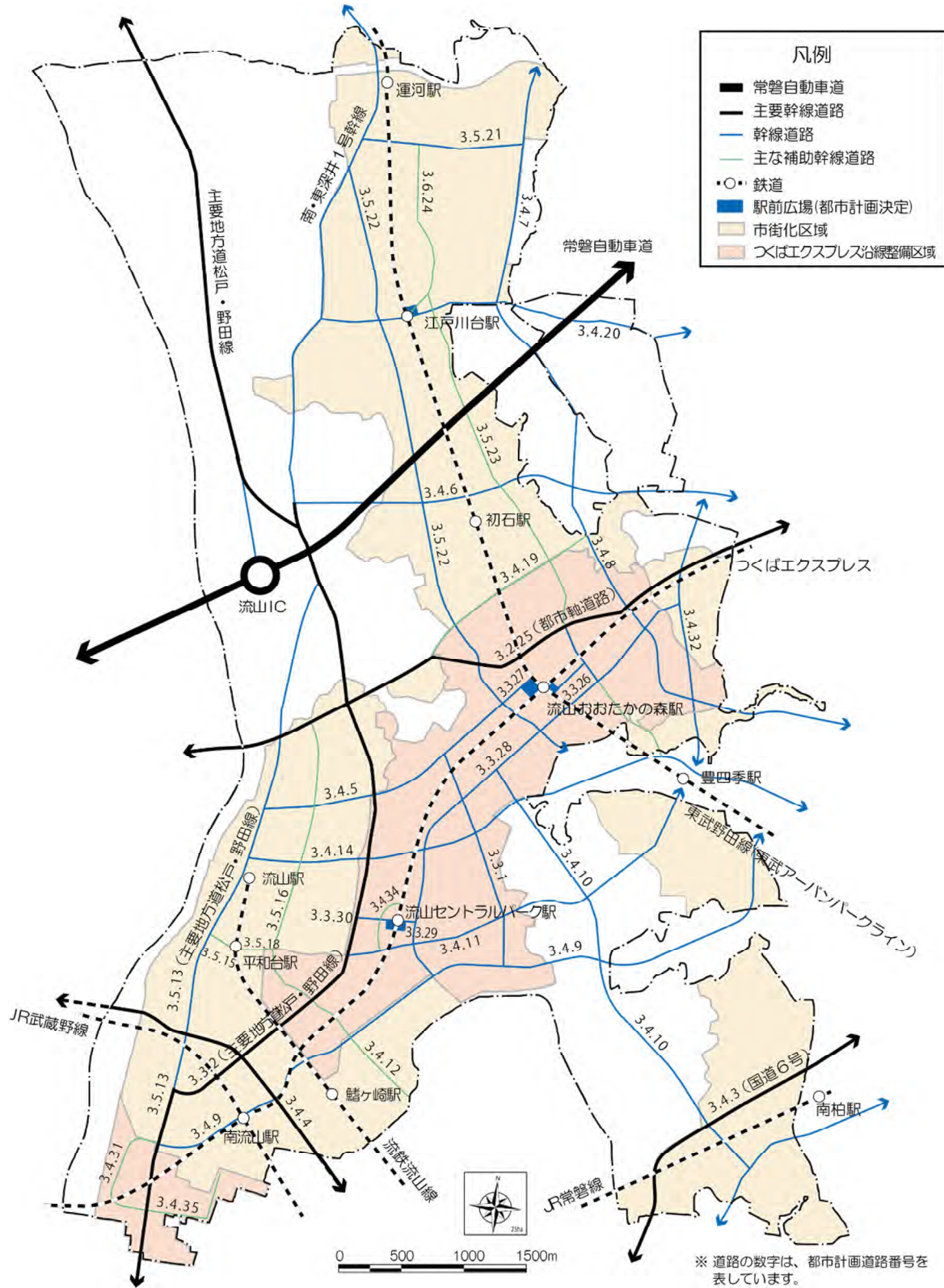
おだ… 下から見上げると迫力がある…

あまりに立派なおもしろい…
みりん入り大しめ縄パン食べたい

イラスト：はしもとみや

4-2 道路・交通網整備の基本方針

「安全で円滑に移動できる道路網と道路環境を整備する」こと及び「交通ネットワークの充実と利便性の向上を図る」ことを目的として、歩行者や自転車、自動車などの全ての利用者が道路や公共交通機関を利用し、快適に移動できる環境の整備を推進します。



1 道路網の整備

(1) 都市計画道路

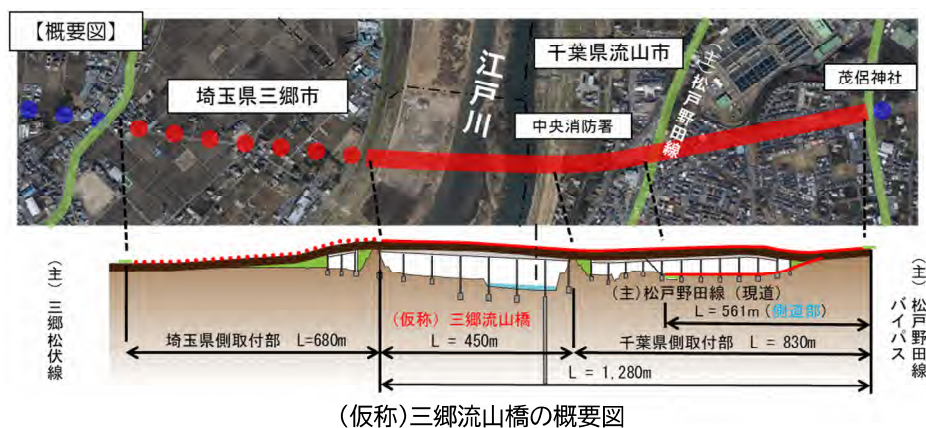
- a. 都市計画道路は、交通ネットワークを考慮して整備を推進します。
- b. 長期未着手区間については、見直しを行いながら計画の妥当性やまちづくりの方向性との整合を検証します。

(2) 生活道路

- a. 歩行者や自転車通行の安全性や利便性、防災機能などを総合的に勘案しながら、道路改良等を推進します。

(3) (仮称)三郷流山橋の建設

- a. つくばエクスプレス沿線開発地区を結ぶ、広域道路である都市軸道路の一部として、また、流山橋の慢性的な交通渋滞を緩和するため、埼玉県三郷市と本市を結ぶ新たなルートとして、(仮称)三郷流山橋の建設を促進します。



(4) 道路環境

- a. 幹線道路※や補助幹線道路※は、交通安全設備を適切に配置し、安全で円滑な通行機能を確認します。また、植樹帯を計画する道路には、街路樹を配置し道路景観を創出します。
- b. 歩行者や自転車通行の多い生活道路は、歩行者の通行に配慮し、安全で快適に移動できる道路環境の向上に努めます。
- c. 緊急時の大型車両通行や、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するため、名都借跨線橋を含む約325m区間において、車両の相互通行が可能となるよう、道路拡幅を行い、周辺地区における通行の円滑化と安全向上を図ります。
- d. 東小学校の前面道路の歩道を拡幅し、児童・生徒等の歩行者の安全確保に努めます。



安全で快適な歩行空間



(5) 自転車通行空間

- a. 自転車交通ネットワーク計画を策定し、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進します。

2 公共交通網等の整備

(1)地域公共交通ネットワーク

- a.市内の公共交通の実態調査を行い、地域公共交通網形成計画を策定するとともに、地域に適した公共交通の実現を目指します。
- b.超高齢社会に対応した公共交通体系の確保に努めます。



市内を結ぶコミュニティバス「ぐリーンバス」

(2)駅舎及び駅前広場

- a.駅舎や駅前広場は、まちの玄関口及び人々が行き交う拠点であることから、利用者の利便性に配慮した整備を推進します。

(3)自転車環境

- a.駅周辺の自転車の利便性の向上を図るため、駐輪場の整備を推進します。



平成27年度まちづくり月間まちづくり功労者国土交通大臣表彰
国土交通大臣賞受賞：江戸川台駅西口駅前広場



流山おおたかの森駅西口駅前広場



流山おおたかの森駅北口都市広場



流山おおたかの森駅東口駅前広場

3 公共交通におけるバリアフリーの推進

(1)公共交通機関のバリアフリー

- a.公共交通機関のバリアフリーを推進するため、事業者の理解と協力を求め、利用者の利便向上を図ります。

4-3 自然環境の基本方針

「市民に潤いと安らぎを与えるみどりの保全・創出に取り組む」ことを目的とし、市内に残るまとまった緑や、江戸川、利根運河及び坂川などの水辺空間といった、流山らしい原風景をネットワークでつなぐとともに、公園・緑地・市民の森・街路樹などを市民との協働により適切に管理し、快適に利用できる環境を整え、市民が自然に親しみ憩う空間づくりを推進するため、「みどりの保全・創出・活用・担い手育成」に取り組んでいきます。

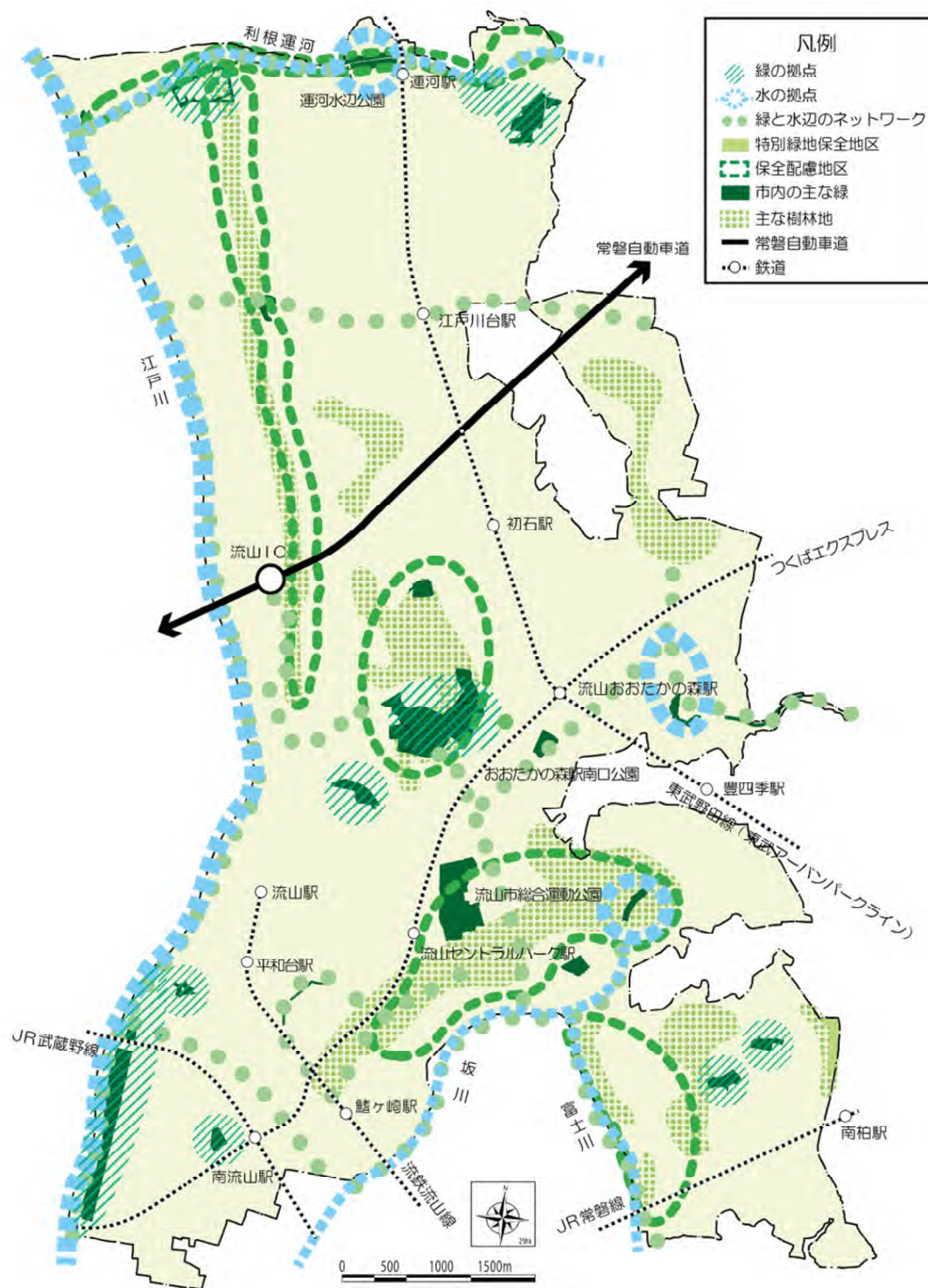


図 4-3 自然環境の現況図

1 緑の整備と維持管理

(1)公園・緑地の整備と維持管理

- a. 既存公園の充足状況などを踏まえ、ユニバーサルデザイン※に配慮した公園・緑地の整備、再整備、改修を進めます。
- b. 公園・緑地の整備の際には計画段階から様々な手法によりニーズの把握に努め計画に反映していきます。
- c. 定期的な公園・緑地の維持管理により良好な景観形成に努めるとともに、安心・安全で快適な利用環境の維持に努めます。
- d. 公園の魅力を高める取組や、組織の設置、市内の公園緑地に関する情報の発信を行い、公園の多様な利用を促します。
- e. 市民との協働や、市民参加の意識啓発により、公園・緑地の維持管理や、緑化推進を行います。
- f. 流山市総合運動公園については、再整備を進めるとともに、魅力の向上に向けて、民間活力を活用した賑わいの創出について検討していきます。



流山おおたかの森駅南口公園
(西初石近隣公園)



流山市総合運動公園

(2)農地・樹林地の保全

- a. 農地は農業生産のほか、市民農園や災害時の防災機能を持つオープンスペース等として、また、自然とふれあえる市民の憩いの空間としても貴重なことから、地権者と協力して保全及び多面的な活用を促進します。また、生産緑地は良質な営農の場として保全に努めます。
- b. 思井から芝崎地区、古間木から野々下地区の緑を、連続性のある市の特徴的な緑として一体的に保全します。
- c. 民有の樹林地等のまとまった緑は、身近にふれあえる緑の空間及び、生態系や自然の保水機能を保持する資源として、重要度を見極めた上で、地権者と協力して保全に努めます。
- d. 神社の境内林などのまとまった緑は、暮らしにうるおいを与える緑のスポットとして保全に努めます。



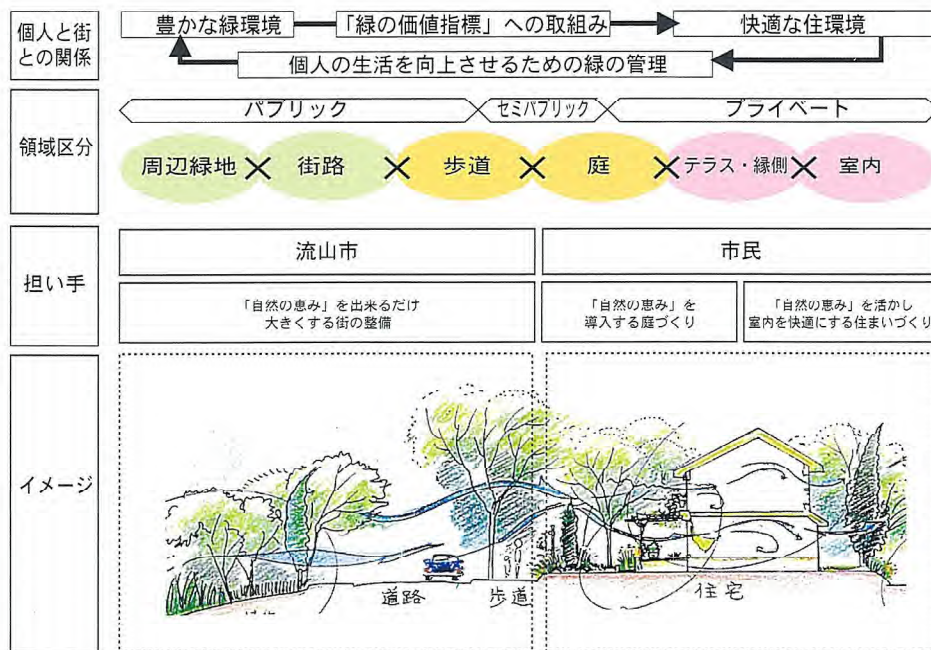
勇忌が行われる長流寺



イラスト：はらとみ

(3)市街地の中の緑の創出

- a. 宅地内の植栽や生垣などの身近な緑は、緑視率*を高め、住宅地にうるおいを与えるとともに、単独の敷地にとどまらず、隣接する公園・緑地や街路樹等との連続性を確保できることから、市民と事業者の主体的な取り組みによる市街地の中の緑地空間の創出を促進します。
- b. 流山グリーンチェーン戦略*やまちなか森づくりプロジェクト*、街路樹植栽などにより、まち並みを創り、魅力を高める緑の充実に取り組みます。
- c. 景観計画*に基づき、まちを美しく快適で個性豊かな都市に育て、良好な景観づくりを推進するため、住民・事業者と協働で良好な景観の誘導や市街地内の緑化の推進に努めます。



グリーンチェーン戦略のイメージ図

2 水辺空間の整備

(1)河川環境の整備

- a. 江戸川、利根運河、坂川及び大堀川などの河川の周辺は、関係機関と協議し、身近に自然とふれあえる親水性及びレクリエーション機能の向上を図りつつ、生物の生息環境と自然的景観に配慮した整備を推進します。



運河河口公園

(2)ふれあうことができる水辺づくり

- a. 江戸川、利根運河及び坂川などの河川においては、緑豊かな自然風景の保全と、親水空間としての水辺づくりを推進します。



河川の水質改善活動

(3)水質改善

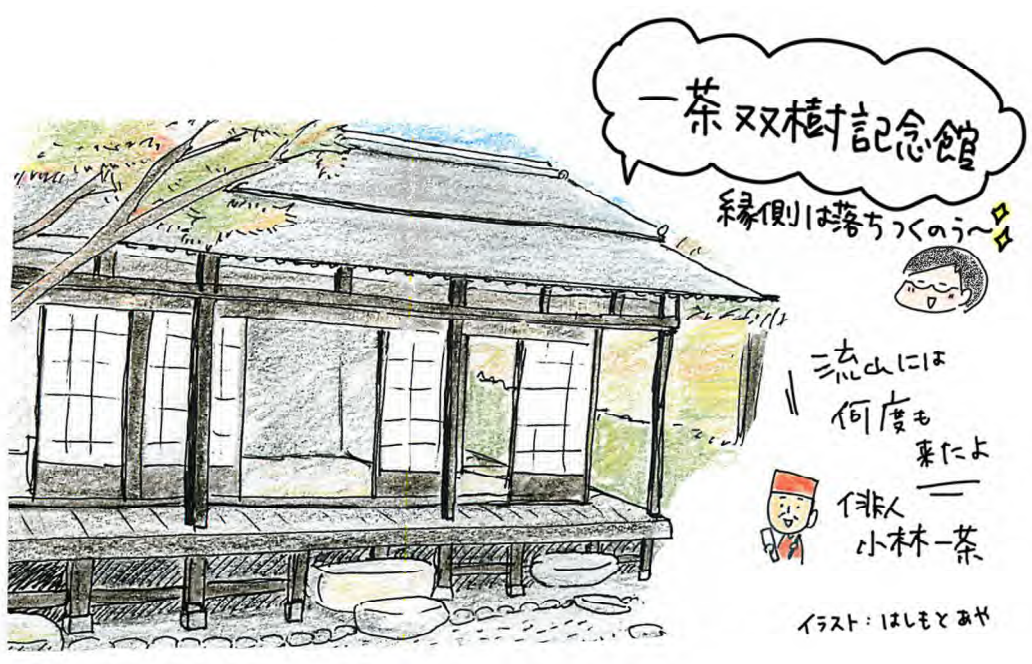
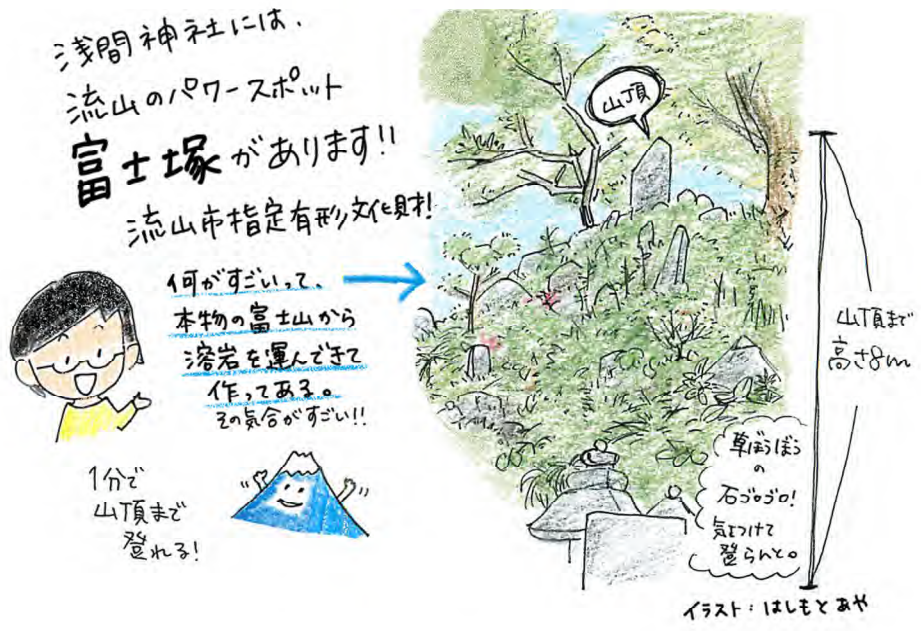
- a. 水質の悪化や悪臭の発生源となる水路等の環境改善を図るため、植物や土砂などが堆積した水路などの清掃及び浚渫*を適切に実施し、河川などの水質改善に努めます。

3 水辺と緑のネットワーク

a.市内に点在する水辺空間と緑を、街路樹など連続性のある緑の回廊で結ぶことで市民の安らぎや憩いの場とすることから、水辺と緑のネットワークの形成を推進します。

4 環境負荷の少ないまちづくり

a.コンパクトな市街地の形成、徒歩や自転車利用による CO2 の削減、CO2 吸収源となる緑地の保全、施設の省エネ化や長寿命化、3R(リデュース・リユース・リサイクル)など、総合的な施策により環境負荷の少ないまちづくりを推進します。



4-4 都市施設整備等の基本方針

市民が安心して安全に生活が送れるよう、上水供給や下水処理等のインフラ、廃棄物処理等の基本的な機能を確保します。

さらに、市民が健康で文化的な日常生活を充実させるための施設を整備します。

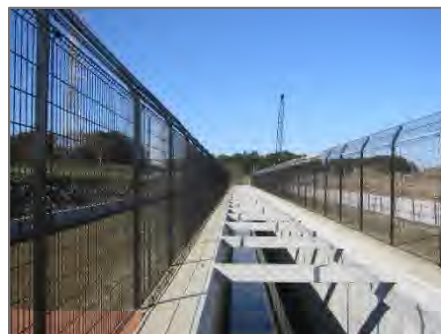
地域の実情や社会環境の変化に対応するため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、戦略的な資産経営を図り、また、各施設の「個別施設計画」に基づき、安心・安全な施設環境の確保及び利用環境の質的改善も考慮した大規模改修を行い、長寿命化改修または建替えを検討します。

1 上下水道の整備

- a. 「流山市水道事業基本計画」に基づき、安全な水の安定供給を確保するため、水源にかかる出資と浄水場及び配水管網の適正な維持管理及び耐震化の整備を進めます。
- b. 老朽化した排水管や浄水場など、既存の水道施設の計画的な更新及び長寿命化のための適正な維持管理、耐震性能の向上に努めます。
- c. 「流山污水適正処理構想」に基づき、清潔で快適な市民生活と河川等の水質浄化を推進するため、市街化区域※を中心に公共下水道(污水)の整備を推進します。
- d. その他の区域については、合併浄化槽により水質浄化を図ります。

2 雨水排水施設及び河川の整備

- a. 雨水は、雨水管や水路を經由して河川に排水します。
- b. 雨水流出量を抑制するため、一定規模以上の建築行為及び開発行為に対し、雨水貯留施設※又は雨水浸透貯留施設※の設置を義務付けます。また、その他の建築主には、雨水浸透施設の設置を要請します。
- c. 自然の保水機能を有する農地や樹林地は、貴重な資源として地権者や市民の協力を得ながら保全を促進します。
- d. 河川の治水機能の向上を図るため、関連する自治体と連携して河川整備を促進します。
- e. 安全性と快適性を備えた市民の憩いの場として、水に親しめる河川整備に努めます。
- f. 大雨時の道路の冠水や、家屋の浸水被害の軽減・解消を図るため、計画的に雨水幹線や雨水排水施設の整備を進めるとともに、調整池及び水路の機能の維持に努めます。



雨水排水施設



農地の様子

3 循環型社会の構築

- a.流山市クリーンセンター(ごみ焼却場・リサイクル館・リサイクルプラザ館)では、廃棄物処理及びリサイクルを行うとともに、市民一人ひとりがごみの減量とリサイクルの必要性を理解し、循環型社会を実現することを目指します。
- b.市民、事業者及び市が「流山市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、それぞれの役割分担を実践することで、ごみの減量、リサイクル及び分別回収の徹底を推進します。
- c.し尿処理施設では、し尿及び浄化槽汚泥の適切な処理を推進します。
- d.ごみ処理施設の機能の維持・向上を図るため、計画的に修繕・改修や設備機器の更新などを図るとともに、施設の長寿命化を進めます。

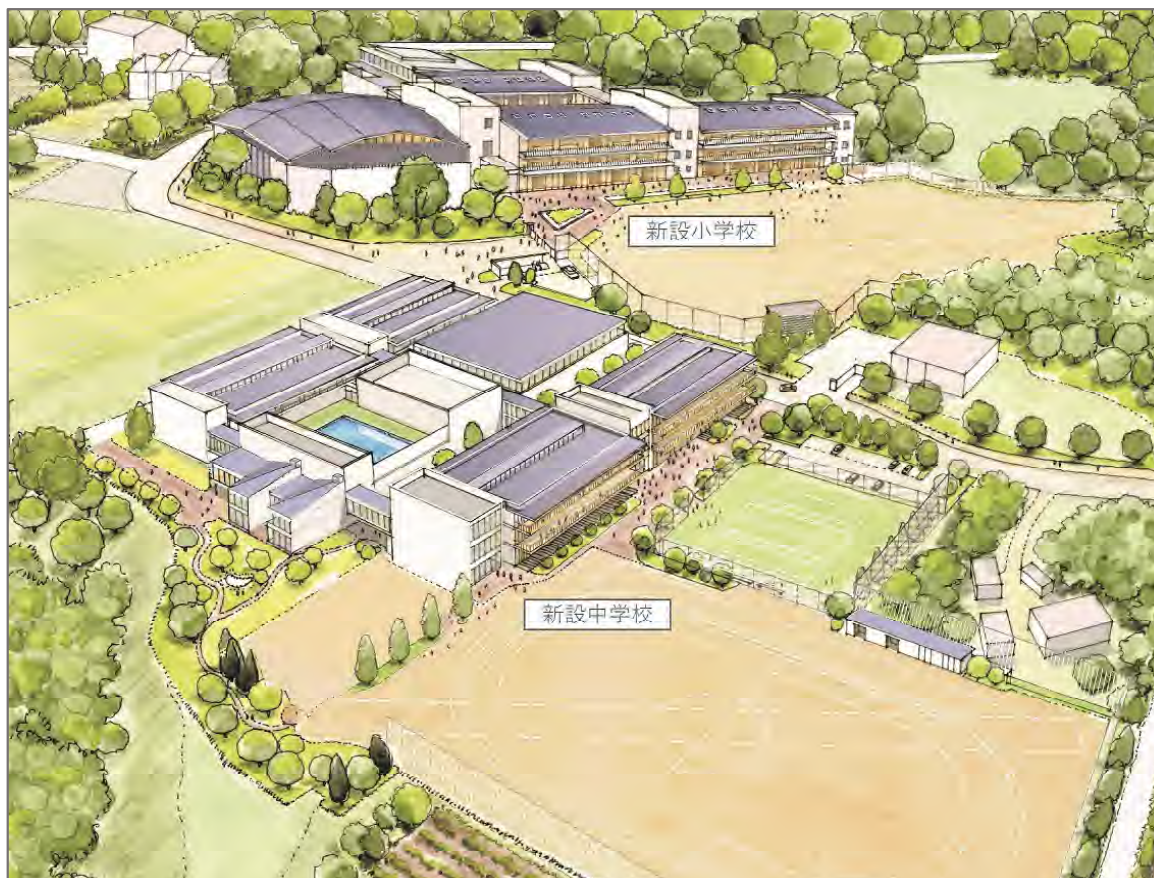


流山市クリーンセンター

4 公共施設の整備等

(1)教育施設

- a. 将来的な児童・生徒数の動向を的確に見極めながら、既存の学校施設の大規模改修や建替え、機器設備の更新などを計画的かつ効率的に推進します。
- b. おおたかの森小学校区における、児童・生徒数の急増を受け、大畔地区に小学校及び中学校を新設します。
- c. おおたかの森小学校区及び南流山小学校区における、児童数の急増を受け小学校を新設します。
- d. 児童・生徒の増加に対応するため、必要に応じて学校施設を整備します。



(大畔地区)新設小学校及び新設中学校完成イメージ

(2)生涯学習施設

- a. 市民の芸術文化や趣味等の生涯学習活動を支えるため、生涯学習施設の適正配置、内容の充実に努め、大規模改修及び長寿命化を進めます。
- b. 生涯学習施設の機能の維持・向上を図るため、修繕・改修、設備機器の設置及び更新などを計画的に推進します。
- c. 中央図書館南流山分館については、利用者が増加していることから、より機能の充実した、児童センターを併設した南流山地域図書館として整備します。



木の図書館

(3)スポーツ施設

- a.市民のスポーツ活動を支えるため、安全かつ快適に利用出来るスポーツ施設の整備を推進します。
- b.総合運動公園野球場観覧席の建設をはじめ、スポーツ施設の大規模改修や設備機器などの計画的な更新を進めます。
- c.スポーツ施設の適正な維持管理に努めます。



流山スポーツフィールド

(4)福祉施設

- a.子ども、高齢者、障害者等、誰にでもやさしいまちづくりを実現するため、福祉施設や相談窓口の整備・充実に努めます。
- b.福祉会館は、機能面ではトイレの洋式化やバリアフリー化などを実施しているが、木造建築物もあるため、耐用年数を勘案して整備を検討します。
- c.地域福祉センター(ケアセンター)の大規模改修を進めます。
- d.児童発達支援センターの適正な維持管理に努めます。



地域福祉センター(ケアセンター)

(5)子育て支援施設

- a.子供の遊び場及び子育て家庭を取り巻くサポート環境の充実を図るため、新たに児童センターの整備を進めます。
- b.学童クラブについて、希望する児童が入所できるように、必要な施設整備を進めます。
- c.児童館・児童センターについては、他施設との合築の複合施設となっていることから、主たる施設の維持保全と一体的な管理を進めていきます。



新たな児童センター完成イメージ

(6)公営住宅

- a.誰もがどこでも安心して暮らせる住生活の実現のため、住生活基本計画を策定し、住宅施策を推進します。
- b.低所得者層に良好な住宅環境を提供するため、長寿命化計画に基づき改修や改善を行なうとともに、法定耐用年数を迎える団地は順次用途廃止し、民間の賃貸住宅を借り上げる既存借上げ型住宅の導入や、新しい住宅セーフティネット制度[※]の推進に努めます。
- c.空き家等対策計画を策定し、総合的かつ計画的な空き家対策に取り組みます。

(7)コミュニティ施設

- a.地元住民管理による地域に根差したコミュニティホームについて、維持管理、改修等を行なっています。
- b.地域コミュニティの活動の拠点である自治会館等を適正に維持管理できるよう支援します。



公営住宅

(8)消防施設

- a.消防本部・中央消防署の移転建替え、東消防署と北消防署の大規模改修を進めます。
- b.消防庁舎や消防団機械器具置場等、消防施設の適正な維持管理に努めます。



消防本部・中央消防署

(9)市役所及び保健センター

- a.市役所は、行政機能の中核として効率的に活用していくとともに、災害発生時には災害対策本部となる施設でもあることから、適切に管理・改修を行い、機能維持に努めます。
- b.保健センターは、地域保健の拠点として健(検)診等を円滑に実施していくとともに、平日夜間・休日診療所を併設し、災害発生時には災害救護対策本部となる施設であることから、施設の大規模改修や機械設備の更新等を計画的に進め、長寿命化を図ります。



流山市役所

4-5 防災・防犯の基本方針

「自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害時の被害を最小限に抑える」ため、地震・土砂災害・火災・水害等の災害にも適切かつ迅速に対応できる都市施設の整備を推進します。

また、自主防災組織及び自主防犯パトロール団体などの協力を得ながら災害発生時の対応、犯罪が起きにくい地域づくりを推進することで、ソフト面から都市の安心・安全の向上を図ります。

1 防災・減災のための施設整備

- a.市民が安心・安全に暮らせるよう、災害に強い都市構造の形成に努めます。
- b.公共施設や公共用地を有効に活用し、災害発生時に備えた避難場所及び避難所を確保するとともに、避難場所及び避難所の機能を向上させます。
- c.広域避難場所などに災害用井戸や給水栓、マンホールトイレ[※]などの防災施設の整備を進めます。
- d.消防防災拠点となる消防本部及び消防署の強化・充実を図り、市内全域の円滑な消防・防災体制の確立に努めます。
- e.開発事業が行われる際には、防火水槽及び消防活動空地[※]等の設置指導を推進します。
- f.公園や緑地、農地等のオープンスペースを確保することで、延焼遮断のほか避難空間としての機能の向上に努めます。
- g.学校や公共施設等について、建築物の大規模改修や長寿命化改修のみならず、備蓄倉庫の設置等、災害への対策を推進します。
- h.雨水排水施設の整備を進めるとともに、建築主に雨水浸透施設の設置を要請し、大雨時の道路冠水や浸水被害の軽減・解消に努めます。
- i.災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、県指定の緊急輸送道路[※]を確保します。
- j.市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路[※]として、常磐自動車道、国道6号、主要地方道松戸・野田線、県道草加流山線が位置付けられていることから、無電柱化について関係機関に要請します。
- k.ブロック塀等の倒壊事故を未然に防止するため、危険なブロック塀等の所有者に対する指導及びその除却への働きかけを行います。



防災訓練の様子



小学校の備蓄倉庫



電線が張り巡らされている国道6号線

2 防災・防犯のまちづくり

- a.急傾斜地等土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保します。
- b.地区計画※の導入により敷地面積の細分化の防止、壁面位置の制限により空地の確保を図り、延焼火災の防止に努めます。
- c.災害の危険のある区域の拡大防止のため、都市の無秩序な拡大の抑制に努めます。
- d.犯罪のないまちづくりを目指し、自主防犯パトロール団体等の活動を支援し、地域における防犯意識の醸成を図り、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。
- e.自治会の協力を得ながら防犯灯の設置・維持管理等を行い夜間における通行者の安全を確保するとともに計画的に防犯カメラの設置・維持管理等を行い、路上等での犯罪抑止に努めます。
- f.「流山市地域防災計画」に基づき、避難場所や避難所へのアクセス状況や沿道の建築物の耐震性、耐火性等を検討し、緊急災害時には適切な規制及び誘導を推進します。
- g.災害に強いまちづくりを目指し、自主防災組織の活動・啓発を支援し、市民の防災意識の高揚に努めます。



地域の自主防犯パトロール



市民安全パトロール隊



市民安全パトロール隊
(年金受給日の街頭啓発)



水防訓練の様子

第5章

計画の実現に向けて

1 基本的な考え方

本計画に基づくまちづくりを実現していくためには、市民、民間事業者及び市が、それぞれの役割を理解し、自ら主体的にまちづくりに取り組むことが重要です。

市民、民間事業者及び市は、本計画に掲げる将来都市像を共有するパートナーとして連携・協力し、協働によるまちづくりを推進します。(図5-1)



図5-1 協働によるまちづくりの概念図

(1)市民の役割

- a.本市に在住・在勤・在学する人、自治会等の地域団体、市民団体及びNPO※(以下「市民」という。)は、自らまちづくりの担い手として、また、協働によるまちづくりの主体者の一員として、一人ひとりが役割・責務を認識し、地域環境への配慮など相互理解のもと、十分な議論を尽くしながら、まちづくりを推進するものとします。
- b.市民は、まちづくりに関する各種イベントや市が開催する説明会等、さまざまなまちづくりの場に積極的に参加するものとします。

(2)民間事業者の役割

- a.事業者は、まちづくりを担う主体の一員であることを認識し、周囲の環境との調和に配慮しつつ地域経済の活性化に積極的に貢献・協力するものとします。
- b.事業者は、市民や市と協力し、地域活動やまちづくりへの支援を行うものとします。

(3)市の役割

- a.市は、市民及び事業者との協働により、まちづくり手法等の調査研究を行い、官民連携の手法等を含めた最善の方法により、まちづくりを推進します。
- b.市は、まちづくりの必要性、実施方法及びその過程等について積極的に情報提供し、可能な限り市民及び民間事業者との情報の共有に努めます。
- c.市は、公共事業の主体的な事業者であるとともに、まちづくりのまとめ役として、長期的かつ総合的な視点を持って関係者との調整を図り、まちづくりを推進します。

2 進捗状況の確認と見直し

総合計画及び本計画に基づく事業の進捗状況は、市の行政評価や社会資本整備総合交付金による「都市再生整備計画」とその事後評価等、事務事業に応じた制度により評価を行い、本計画の進捗状況の確認に活かすこととします。

本計画の推進においては、市民、事業者及び市の協働によるまちづくりの実現のため、各主体の協働による進行管理を行うとともに、実施計画への反映状況などから進捗状況を確認し、その結果を踏まえつつ、社会経済情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。(図5-2)

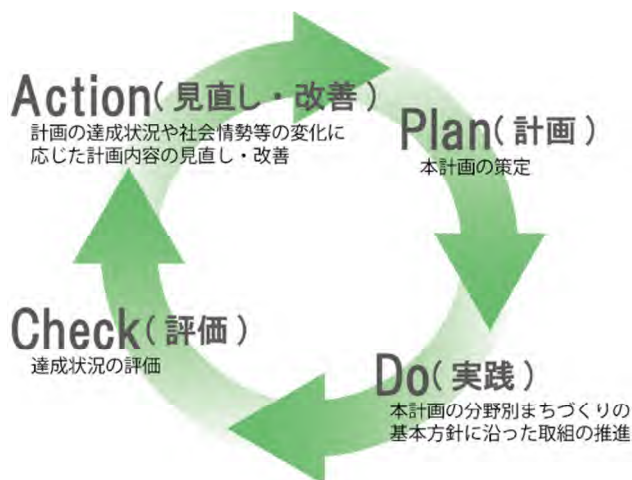


図5-2 確認と見直しの概念図

3 上位計画との整合

上位計画である「流山市総合計画」や県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が策定されたときは、本計画を上位計画に即した計画に見直します。また、各種の部門別計画を策定するときは、社会状況等を踏まえつつ本計画の内容と即します。